

官報号外

平成十七年七月二十二日

○第一百六十二回 参議院会議録第三十一号（その一）

平成十七年七月二十二日（金曜日）

午後零時二分開議

○議事日程 第三十二号

平成十七年七月二十二日

正午開議

第一 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

第二 文字・活字文化振興法案（衆議院提出）

第三 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、障害者自立支援法案（趣旨説明）

一、日程第一より第三まで

一、国際問題に関する調査の中間報告

○議長（扇千景君） これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
障害者自立支援法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成十七年七月二十二日 参議院会議録第三十二号（その一） 議事日程追加の件 障害者自立支援法案（趣旨説明）

第一に、自立支援給付は障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の購入などに要する費用の支給とし、当該給付を受けようとする者は、市町村等に申請を行い、その支給決定等を受けることとしております。

第二に、自立支援給付の額は、障害福祉サービス等に通常要する額の百分の九十を原則としつつ、利用者の負担が多額となる場合等については、家計に与える影響等を考慮して給付割合の引き上げを行う等、負担の軽減措置を講ずることとしております。

第三に、市町村及び都道府県が行う地域生活支援事業に關することを定めることとしております。

第四に、市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に關する計画である障害福祉計画を定めることとしております。

第五に、自立支援給付に要する費用は、一部都道府県が支弁するものを除き市町村が支弁し、その四分の一を都道府県が、二分の一を国が、それぞれ負担することとしております。

これらの課題に対応し、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

この修正案は、この法律の目的に、この法律に

よる障害福祉サービスに係る給付その他の支援は障害者基本法の基本的理念にのつとり行われることを明記するとともに、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方についての検討規定を追加するものとすることを内容とするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（扇千景君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

平田健二君
〔平田健二君登壇、拍手〕

○平田健二君 民主党の平田健二でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました障害者自立支援法案に対し、質問をいたします。

まず、質問に先立ちまして、石綿関連企業において多くの中皮腫、肺がん等の患者及び犠牲者が出ております。また、石綿関連企業に勤務している労働者のみなならず、家族や周辺住民にも被害があり、アスベスト健康被害は拡大、悪化の一途をたどっております。

最後に、この法律の施行日は、自立支援医療に関する事項など一部の事項を除き、平成十八年一月一日としております。

また、この法律案は衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりでござい

ます。

アスベスト対策への政府の不作為行為は明らかであり、被害を拡大させた責任は重大です。政府

の責任で早急に徹底した対策を取られるよう、要請をいたします。

我が民主党は、今回の健康被害に関してプロジェクトチームを設置し、徹底的な原因究明とこころした方々の救済制度の整備や将来的な対策を含め、抜本的、総合的な対策の確立に向けて全力を挙げてまいります。

次に、法案の質問の前に、小泉総理にお尋ねをいたします。

報道では連日、衆議院解散・総選挙の文字が躍っています。郵政民営化法案が本院で否決された場合、衆議院を解散するおつもりがあるのかどうか、明確な答弁を総理にお願いをいたしました。

さて、二十年余り前、国連は、国際障害者年行動計画に、一部の構成員を排除する社会は貧しく、もうないと明記いたしました。障害者の施策の充実度は、社会の本当の豊かさを示すバロメーターであります。弱者に必要な支援を行わなければ、幾ら物質的に豊かな経済大国になつても、それは心の貧しい、きずなのもろい社会となつてしまします。

総理は、郵政民営化法案を最優先課題と位置付け、その成立に向けて邁進されておられます。郵政民営化はそんなに急がなければならない緊急課題なのでしょうか。昨日はロンドンで二度目のテロが起きました。被害の拡大も心配ですし、警戒も一層強化しなければなりません。また、中国では意表をつく元の切上げが発表され、日本経済への影響も懸念されます。内外ともに課題山積です。そして、国民が今、優先課題と感じているのは、安心してこの国に住み、安心して人生を送る

ために欠かせない社会保障を充実させることであります。その社会保障の中でも、とりわけ後回しにされてきた障害保健福祉をどのような理念でどのように導いていくのか、障害者の皆さんが我が国の眞の豊かさをいかに享受できるようになるのか、そのことこそが社会保障全体の改革を成功させるか否かの試金石となるのです。

以上の観点から、総理を始めとする関係大臣に質問をいたします。

平成七年に策定された障害者プランは、保健、福祉領域の施策にとどまらず、例えば住宅や建築物、交通、情報分野等におけるバリアフリー社会の推進を包括するとともに、初めて数値による達成目標が掲げられるなど、画期的なものと評価をしております。今後は、諸施策の拡充に向け、この障害者プランを実効あるものとするため、これまで以上に内閣として取組の強化が必要だと考えます。総理の基本的な方針をお示しいただきたいと思います。

また、平成十二年に施行された社会福祉基礎構造改革では、従来の措置主義から利用契約主義への大転換、そのための支援費制度の導入によって福祉制度は大きく変わりました。ところが、今回の法案は、こうした改革の流れを逆行させるものではないかと指摘がなされ、多くの障害者の皆さんは心の貧しい、きずなのもろい社会となつてしまいます。

そこでお尋ねします。本法案は、この構造改革の流れの中でどのように位置付けられるのか、今後の方向性について総理の見解を伺います。

我が国では、平成五年の障害者基本法の成立、また平成十五年の支援費制度の創設により、障害者はようやく社会を構成する一員として地域の中

で生きしていく権利を与えられました。しかし、日本の障害者は、長年、施設や家庭で隔離された状況にあり、抜本的な対応も所得を得る手だても講じられないまま、資産を形成するという機会を持つことができませんでした。

就労の現状は、三十歳から三十四歳の身体障害者で四六%、知的障害者で五四%であり、四十年後半からは急速に就業率が低下をしています。精神障害者に至つては統計すらありません。また、知的障害者の半数強が授産施設や作業所で就労していますが、その工賃の平均月額は一万二千円と極めて低い水準であります。その一方で、大半の障害者は一月六万円から八万円の障害基礎年金に頼り、経済的に大変厳しい状況にあります。また、大阪障害者センターの調査によると、障害者の九割強の方々の年金や手当等の公的収入が月額十万円未満であることが明らかとなつております。

このように、生活環境が大変厳しい障害者の実態について、総理はどのように認識しておられるのか、お伺いをいたします。

総理は、本法案の名称にも含まれている自立をどのようにとらえておられるのでしょうか。障害者が求めておられる自立とは、施設を出て、地域で、その人らしく、人間らしく生きるということです。政府の解釈は、介助を必要とせず、一人でできるようになると受け取られますが、総理御自身は障害者の自立をどのようにお考えなのか、認識をお聞かせください。

国会周辺では、炎天下にもかかわらず、障害者やその家族、支援の方々など、連日数百名の方が法案成立反対の声を上げておられます。そして、障害者の

五月十二日には六千六百人、七月五日には一万人の方が集まり、この法案に対する不安をアピールしております。総理、郵政民営化では一億五千万も掛けP.R用のチラシを作り宣伝したわけですが、本法案では障害者団体との意見交換を行つただけで、障害当事者の声を必ずしも反映したものとなつていません。

実態を正確に把握する調査をまず実施すべきであつたと思いますが、総理の御見解を伺います。

平成十五年からスタートした支援費制度は、障害者自身がサービスを選択、決定できるシステムで高い評価を得ていいわけですが、予想以上に利用量が伸び、毎年予算不足を招きました。予算不足に陥った原因の第一は、基礎的データの不足に加え、実態を反映していないデータを基に制度を運用したことになります。第二は、障害者に向き合つてこなかつた結果、潜在的なニーズをとらえることができず、利用量の増加の正しい推測ができなかつたことにあります。

そこでお尋ねしますが、そもそも障害者サービスに係る予算は十分なのでしょうか。私は絶対的に不足していると考えていますが、総理はどのようにお考えなのか、お伺いします。

また、予算不足を招いた支援費制度は失敗だつたとお考えなのかどうか、支援費制度をどのように総括されるのか、尾辻大臣にお尋ねをいたしました。

障害者は働きたくてもその機会を得ることができず、大半は年金に頼らざるを得ないのが実態であります。このような状況を放置したまま、厚生労働省は障害者自らも制度を支えるべきだと説明していますが、これは政府の怠慢を障害者に責任転嫁する以外の何物でもありません。障害の重い人ほどサービスを多く必要としていますが、逆に、働く機会も収入も少なくなります。障害の重い人ほど負担が一層重くなる、これがこの法案の定率負担であります。

厚生労働省は、障害者のなげなしの年金を半分払いなさいとでも言いたいのでしょうか。総理、

障害者にとってサービスとは、受けなければ生活していけない、生きるために必要なものです。そ

ののようなサービスに定率負担という考え方を取り入れれば、結果はおのずと見えてきます。その一つがサービス利用の自制であり、二つ目には家族の負担増です。このままでは、障害者の皆さん不安は増えるばかりです。

障害者が利用者負担も貯え、自立した生活が可能な所得保障制度や低所得者の負担軽減策が確立するまでは定率負担は導入すべきではないと考えますが、総理の御所見を伺います。

本法案における利用者の負担について、政府は定率負担という言葉を用いていますが、定率負担とは、利用者が受けたサービスという益の大きさに応じて利用料を払う応益負担にすぎません。

しかし、障害福祉サービスに係る益とは一体何なんでしょうか。介護を受けることが益なのでしょうか。グループホームで懸命に地域生活を維持しようとすることが益なのでしょうか。精神障

害者の医療受診が益に相当するのでしょうか。私は、障害者に係る福祉サービスは、障害者が社会的な存在として生きていくための最低条件であります。このように概念からほど遠いものと考えます。また、障害者の自立と社会への参加を促進すること、そして国や自治体、国民が一体となつて障害者施策を作り上げていくことが障害者にとっても健常者にとっても益であると考えます。障害者が約七万人とされています。昨年、精神保健医療福祉の改革ビジョンで十年間の数値目標を明示し、この社会的入院の解消を明記されておられます。どのように進めるつもりか、尾辻大臣、具体的にお答えいただきたいと思います。

本法案では、定率負担導入と引換えに、サービスに係る費用の国庫補助が義務的経費化されています。しかし、なぜ定率負担導入と国庫補助の義理を明していますが、多くの専門家から、疾病ではなく病態で判断すべきではないかと疑問が表明され

務的経費化がセツトなんでしょうか。財務省は、義務的経費とするために厚生労働省に定率負担導入を求めたのでしょうか。定率負担導入は義務的

経費化の絶対必要条件なのでしょうか。ケアマネジメントシステムの制度化とサービスを計画的に提供する体制を整備し、応能負担の枠組みの中で利用者負担を増やし、障害者サービスに係る費用を義務的経費化する手法は取れないのでしょうか。谷垣大臣の明確な答弁を求めて

きましたが、三障害の福祉サービスが一本化されることで、ようやく身体障害者や知的障害者との同一サービスを受けられる体制が整います。しかし、サービスを統一することで精神障害者の通院医療に関する公費負担制度が見直され、原則一割負担、所得によっては三割負担となります。自己負担増による受診抑制を招くおそれがあるのではないかと思われますが、尾辻大臣の見解を伺います。

障害を持つ子供が成人しても地域社会で自立して生活していくためには、学校教育における配分を実質的に現状水準とし、障害者の社会参加を奨励の対象を拡大した上で、サービス受給者の範囲を広げ、重度訪問介護や行動

援助の対象を拡大した上で、サービス受給者の範囲を実質的に現状水準とし、障害者の社会参加を奨励の対象を拡大した上で、サービス受給者の範囲を広げ、重度訪問介護や行動

ています。こうした重度かつ継続の概念はどのように考えたらよいのか、尾辻大臣にお尋ねをいたします。

障害者の社会参加を進め、自立に欠かせない移動介護が、裁量的経費として地域生活支援事業に位置付けられています。支援費制度でも各自治体サービスにばらつきがあることを考えれば、障

害者主体の運営がなされるか甚だ疑問です。なぜ移動介護を個別給付にしなかつたのでしょうか。もし、できないのであれば、重度訪問介護や行動

援助の対象を拡大した上で、サービス受給者の範囲を実質的に現状水準とし、障害者の社会参加を奨励の対象を拡大した上で、サービス受給者の範囲を広げ、重度訪問介護や行動

入で暮らしていくのかという不安に対しどのようにこたえていくのか、総理の明確な御答弁をお願いいたします。

障害のある人や御家族は、障害者に対する社会の無理解と不十分な福祉施策という大変重い荷を背負つてこれまで歩んでこられました。そして、ノーマライゼーションの推進と支援費制度の導入という後押しを受けながら、前向きに精一杯生きていこうと地域で自立生活に努力されてきました。みんなで力を合わせ、作業所や授産施設を立ち上げ、さらに将来のことも考えながら、生活支援事業やグループホームづくりに取り組んできたのです。正に地域が一体となつた手作りの対策を進めてきたのです。

多くの方々は、障害者施策の前進に期待をし、今般の議論を見守つてきました。特に、支援費制度の枠組みから外れた精神障害者は本法案に熱い期待を寄せていました。確かに評価できる側面もあります。福祉サービスを国の財政負担が明確となる義務的経費に位置付けたこと、障害者種別を超えて一元化されたこと、複雑な施設体系、施設制度の見直しに着手したこと、そして、精神障害者の分野が身体障害者、知的障害者と同じ土俵で検討されたことであります。

しかしながら、総合性を標榜しながら三障害のみを対象としたこと、所得保障が先送りになつたこと、多くの知りたいことが政省令にゆだねられていることなど、まだ多くの問題があります。そして、最大の問題点は応益負担という考え方を取り入れたことです。

本法案は、負担増による財政的抑制論ばかりが目立ちます。福祉という言葉は法案の中にはとん

ど出できません。その代わり、自立支援、給付、負担、事業者などの文言が頻繁に出てきます。まるで福祉サービスを市場で購入するかのごとく錯覚を覚えます。眞のねらいは、逆進性の高い定率負担を設けることで利用抑制を促すことを期待しているのではないかとさえ勘ぐってしまいます。これでは……

○議長(扇千景君) 平田君、時間が超過しております。簡単にお答えください。

○平田健二君(続) はい。

自立支援ではなく、自立阻害と言われても仕方がありません。

日本社会は豊かで堅いきずなを持つた社会であることを示すためにも、是非、障害者の実態をよくごらんいただき、十分な審議の上、慎重を期して御判断いただきますよう最後にお願いいたします。私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 平田議員にお答えいたしました。

郵政民営化法案が否決された場合の衆議院の解散についてのお尋ねでございますが、郵政民営化関連法案につきましては、現在、本院において連日精力的に御審議いただいており、感謝申し上げます。

政府としては、審議の中で、法案の内容を含め様々な質問に対して丁寧に説明し、御理解を賜るよう全力を尽くしているところでございます。最終的に郵政民営化関連法案が成立することを期待しております。否決されることとは考えておりま

障害者施策の基本の方針についてですが、障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するため、政府は、平成十五年度から、障害者基本計画に従い、重点施策実施五か年計画に基づいて重点的かつ計画的に障害者の社会参加を推進しているところであります。

障害者も社会の一員として自立し、あらゆる分野でその能力を最大限發揮することができるよう、今後とも政府一体となつて社会のバリアフリー化に取り組んでまいります。

本法案と社会福祉基礎構造改革との関係についてでございますが、平成十二年の社会福祉基礎構造改革は、社会福祉制度について、少子高齢化、核家族化の進展等社会構造の変化に対応して、だれもが家庭や地域の中で自立し、尊厳を持った生活を送ることができるよう、行政が行政処分によりサービス内容を定める措置制度等の社会福祉の仕組みを全般にわたつて見直しを行うことを目指したものであります。

この改革の中で、障害者福祉の分野については、障害者が地域において自立した生活を送ることは、障害者が地域において自立した生活を送ることを支援するため、障害者が自らの選択により福祉サービスを利用する支援費制度が平成十五年度から施行されました。しかしながら、現在の支援費制度は、精神障害者が対象になつていいほか、福祉サービスの利用に関する地域間格差が大きいなど、様々な課題を抱えていると認識しております。

このため、障害者自立支援法案においては、精神障害者を含め支援を必要とする障害者が適切にサービスを利用できるようになります。共同の生活の場であるグループホームやケアホームを拡充し、住まいの選択肢を増やすこと、利用者負担をお願いするに当たっては、所得や預貯金等の少ない方にはきめ細かく減免の措置を講ずることなど、対応を図ることとしており、障害者の地域での自立した生活を一層支援することができるものと考へております。

障害者の自立をどう考へているかということでお答えいますが、障害者の生き方は、その方の意欲、置かれた環境や状態などに応じて様々であるかと思いますが、例えば就労する意欲を持った

害者が支援を受けて企業等で働いたり、重度の障害者が自己の選択に基づいてサービスを利用し、様々な社会活動等に参加することなどを通じて、地域の中で生き生きとその人らしく生きることが障害者の自立と言えるのではないかと考えております。障害者自立支援法案は、こうした障害者の多様な状況を踏まえ、お一人お一人の能力や適性に応じて自立を支援することを目的としたものであります。

障害者やその関係者への法案の説明についてでございますが、本法案については、その立案過程から障害の方々も参画いただいた審議会で二十回にわたり論議するなど様々な場で御意見をお伺いするとともに、十六年度は、障害者も含めた関係者の要請に応じ、延べ五百回にわたり説明や意見交換を行うことなどを通じて、様々な御意見、御要望を承ってきたところでございます。

今後とも、制度の詳細について関係者の御意見を伺いながら検討を進めるとともに、改革の必要性について障害の方々を始め国民の皆様に御理解いただけるよう努力してまいります。

障害者自立支援法案の提出に当たり、障害者の実態調査を実施すべきだったのではないかとのお尋ねでございますが、障害者自立支援法案を国会に提出するに際して、身体障害者や知的障害者の五年に一度の実態調査や、精神障害者について平成十五年に初めて行つた大規模な実態調査などに基づき、障害者の実態を十分踏まえた上で制度の内容を検討したものであります。

今後、制度を施行する中で、サービスの利用状況や利用者負担、所得状況などについて、更に実態の把握に努めてまいります。

なお、社会保障審議会障害者部会に提出した資料の誤りについては、年間件数と月平均利用件数を取り違えて記載したなどの誤りであり、既に障害者部会において説明するなど適切に対応したところでございます。

障害福祉サービスに係る予算でございますが、障害福祉サービスに係る給付費は、支援費制度が平成十五年度に施行されて以降、新たにサービスを取り組む市町村が増加する中で急速に増大しております。このため、平成十六年度においては、流用や補正予算により財源を確保し、平成十七年度においては、在宅福祉サービスに係る予算を平成十六年度当初予算と比べ五割増しの約九百三十億円とするなど、必要な予算の確保を図っております。

しかしながら、今後も新たにサービスを利用する障害者が増えることが見込まれる中で、必要なサービスを確保するためには、その費用について、利用者の方々も含め、皆で支え合っていくことが必要と考えております。このため、障害者自立支援法案においては、利用者負担の見直しに併せ、在宅福祉サービスに関する国や都道府県の負担を義務的なものにしております。

これにより、必要な障害福祉サービスを提供するための予算を確保しながら、制度も安定的に運営できるものと考えております。

定率負担の導入についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、今後とも、必要な福祉サービスを確保するためには、利用者も含めて皆で増大する費用を負担し、支え合うことが必要となつております。

今回、利用者負担を見直し、定率一割負担を導入することで、障害者の所得を考慮して、月ごとの負担額を設定することや、収入、預貯金の状況に応じて個別に減免するなど、各般のきめ細かな負担の軽減措置を講じることとしており、障害のある方が生活していく上で支障が生じないよう配慮しているところであります。

また、障害者の所得保障については、障害者が身近な地域において自立した生活を送ることができます。このようにするためには大変重要な課題であるとの御指摘があり、衆議院において就労支援も含めた障害者の所得保障の在り方について附則に検討規定が設けられたところであります。これに基づき、今後とも検討してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔國務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○國務大臣(尾辻秀久君) 支援費制度についてのお尋ねがございました。

支援費制度については、それまでサービスを利用できなかつた知的障害者や障害児を中心には、多くの方が新たにサービスを利用できるようになつたことなど、障害者の地域生活を進める上で重要な役割を果たしているものと評価をしております。

しかしながら、同時に、現在の支援費制度につきましては、総理からも申し上げましたけれども、支援の必要性に応じた客観的な基準がないことなどのため、地域における格差が大きいことや、そもそも福祉サービスの整備が遅れている精神障害者が対象となつていないことなど、解決すべき課題もあります。

このため、今般、障害者自立支援法案を提案し、支援費制度の自己決定と自己選択及び利用者本位の理念を継承しつつ、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行うこととしておりますが、これは、今後の障害保健福祉施策をより推進していく

ために必要不可欠な見直しであり、これにより、必要な財源を確保しながら制度をより安定的に運営することができるものと考えております。

精神障害者の通院公費負担医療制度についてお尋ねがございました。

今回の障害者自立支援法案では、精神障害者の通院医療など、障害者に係る公費負担医療制度について、低所得の方などに対し、所得に応じた負担の上限額を設定し、これまで以上にきめ細かく配慮することとしており、今後とも精神障害者の方の必要な医療が確保されるよう留意しながら制度を運営してまいります。

この法案では、これと併せて、これまで立ち后れてきた精神障害者に対する福祉サービスの提供体制を抜本的に強化することとしており、今後とも、入院医療中心から地域生活中心へという基本的な考え方に基づき、精神障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりに向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

社会的入院患者の解消についてお尋ねがございました。

障害者自立支援法案では、受入れ条件が整えば退院可能な方々の退院及び社会復帰を推進するため、精神障害を含め障害種別を超えて市町村が心となって福祉サービスを一元的に提供する仕組みに改めるとともに、精神障害を含め必要な障害福祉サービスの見込み量を定めた障害福祉計画の策定を義務付け、計画的なサービス提供体制の整備を図るなど、精神障害者に対する社会復帰や地域生活の支援を抜本的に強化することとしております。

政府といたしましては、地方自治体の障害福祉

計画を踏まえて障害者プランの見直しを行なうなど、精神障害者を地域で支えるための基盤づくりを計画的に進め、受入れ条件が整えば退院可能なおの退院促進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

重度かつ継続の考え方についてのお尋ねがございました。

自立支援医療制度におきましては、対象となる疾患の範囲は従来どおりとした上で、原則一割の負担をお願いすることとし、低所得の方や重度かつ継続に該当する方については、月の負担額に上限を設定することとしております。

この重度かつ継続とは、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生する方について、一定の負担能力のある場合でも、医療費負担が家計に与える影響に配慮して、月の負担額に上限を設けるものであります。

この重度かつ継続の対象については、病態で判断すべきとの意見があることは承知をしておりま

すが、病態と医療費の大きさに必ずしも相関関係が見られないのではないかなどの課題がございまして、基本的に疾病で判断することが適当ではないかと考えております。

いずれにせよ、重度かつ継続につきましては、その範囲について様々な議論がございますので、先日、検討会を立ち上げまして、御議論いただきているところでございまして、結論を得たのか

ら順次対応をしていきたいと考えております。

障害者自立支援法における移動支援については、あらかじめ予測できないニーズに対応するなど、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形

態での実施が可能になるよう、個別給付ではなく、市町村の地域生活支援事業に位置付けることとしております。

地域生活支援事業として位置付けるに当たりましては、移動支援の重要性にかんがみ、市町村が必ず実施しなければならない義務的な事業とするとともに、その費用についても国、都道府県が補助することができる旨の規定を設けることとしております。

おり、今後も必要なサービスが適切に受けられるようになるものと考えております。

なお、重度の肢体不自由のある方や強度行動障害のある方については、常時介護をするため、外出時には移動の支援と身体介護を区分すること

は困難であり、一体として提供する必要があることから、重度訪問介護や行動援助として個別給付の対象としたところであります。(拍手)

○國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに活動することは、双方にとって社会性を養い豊かな人間性を育てる上で重要な意義を有するものと考えております。このため、盲・聾・養護学校や特殊学級等の教育の中において障害のない児童生徒との交流や共同学習を積極的に推進し、相互理解を促進しております。

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒について、市町村の教育委員会が認める場合には小中学校に就学できる制度を平成十四年に創設したところであります。

今後とも、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解が促進されるように取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) 鷄淵洋子君

〔鷄淵洋子君登壇、拍手〕

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました障害者自立支援法案につい

て在宅サービスに関する国の負担の仕組みを改める等の改革を行うとしたところで、これらの改革を総合的に行なうことにより、より公平かつ安定的な制度の運営を図ることが可能になるものと考えております。

また、利用者負担の見直しに際しては、低所得者に対し適切な配慮を行うこととしているところでございます。

官報 (号外)

て、小泉内閣総理大臣並びに尾辻厚生労働大臣に質問いたします。

本法案は、障害者の自立と社会参加を支援する観点から、これまで障害種別に分かれていたサービスを一元化し、市町村を中心とするサービス提供の体制を確立するものです。また、国の財政責任を明確化する義務的経費への転換により、サービス給付の財政基盤を強化することなどが盛り込まれ、サービスの地域間格差を是正し、障害者福祉策の向上を図るものとして評価できるものと考えます。

しかしその一方で、これまでの応能負担から、サービスの利用量に応じた応益負担の導入が盛り込まれ、障害を持つ方々には厳しい要素も含まれており、様々懸念の声をいただいていることも事実であります。

公明党は、昨年の障害保健福祉施策のグランドデザイン案の発表以来、障害者団体との意見交換を重ねてまいりました。また、法案化に当たっては、障害者やその御家族の意見を十分に伺い、慎重な検討を行うよう繰り返し要望を行つてきましたところであります。

本法案の審議に当たり、現場の実態やニーズを踏まえ、懸念される点について更に検討を行うとともに、きめ細やかな配慮措置や柔軟な対応策を盛り込むことによって、真の自立支援へとつながる法整備の実現を目指すべきと考えます。こうした観点に立ち、以下、質問をいたします。

初めに、支援費制度の評価と、新たな自立支援システムへの転換についてお伺いいたします。

平成十五年四月から始まった支援費制度は、障害者の自己決定権の尊重という理念の下、措置で

はなく契約によるサービス提供を可能とし、障害者の地域生活を後押しするものとして極めて重要な質問いたします。

本法案は、障害者の自立と社会参加を支援する観点から、これまで障害種別に分かれていたサービスを一元化し、市町村を中心とするサービス提供の体制を確立するものです。また、国の財政責任を明確化する義務的経費への転換により、サービス給付の財政基盤を強化することなどが盛り込まれ、サービスの地域間格差を是正し、障害者福祉策の向上を図るものとして評価できるものと考えます。

しかしその一方で、財源不足による見直しの必要性が指摘されてきました。いかなる制度であれ、障害者が自立と社会参加をいかに保障し、将来にわたつて持続可能な制度を築き上げるということが重要ではないでしょうか。こうした観点から、今回の改革の必要性、意義について、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、障害福祉サービスの利用者負担の見直しについてお伺いいたします。

これまでの福祉は、税金を使って国の機関が行政措置として行つてきました。この制度の大転換となつたのが五年前から実施された介護保険制度だと思います。障害者の生活を保障しつつ、障害者が権利として購入したサービスについて、その費用の一部を利用料として御負担していただくというこの制度は、これまでの福祉に対する考え方を大きく変えるものでした。障害者の福祉においてもこの考え方を導入する必要性と意義について改めて確認したいと思いますので、御説明をお願いいたします。

また、障害福祉サービスの利用者負担を求めるに当たつては、低所得者への十分な配慮が必要です。その負担の上限額の設定について、本法案では利用者本人の所得だけでなく、世帯の所得状況を勘案することとなっています。この点につきましては、障害者の自立支援や扶養義務の撤廃といふ観点から、障害者本人の所得を基本とした上限設定が図られるよう検討すべきであり、そのよ

うな方向で検討が進められているとのことです

が、具体的にどのようにお考えか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、サービス体系の再編について質問をいたします。

本法案では、ALS等極めて重度の障害者に対し、ホームヘルプサービスを始め複数のサービスを適切かつ柔軟に確保する仕組みとして、重度障害者等包括支援の創設が提案されております。しかし、その対象者の範囲や給付水準等について、最重度の障害者が実際に地域で暮らせるような基準を確保できるのかという不安の声が上がつております。この基準設定に当たり、支援対象を狭くすることや介護等のサービス水準が大きく低下することがあつてはならないと思います。特に、最重度の障害者に対する長時間介護サービスが十分に確保されるよう配慮する必要があると考えます

が、厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、自立支援医療についてお伺いいたします。

本法案では、これまでの精神通院公費、更生医療、育成医療を再編し、新たな自立支援医療制度へと統合することになつており、医療費と所得の双方に着目した新たな負担の仕組みが提案されています。この医療費負担については、一割負担を

原則とし、低所得者やいわゆる重度かつ継続の方には負担上限額が設けられることになつております。この点につきましても、所得の状況や医療負担の実態を踏まえ、治療の中止につながるう現状検討が進められており、承知はしておりますが、改めて厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

また、このグループホームやケアホームの規

模、人員配置、報酬等の基準については、それぞれのサービスにふさわしい基準となるよう十分な検討を求めるますが、併せて厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

次に、就労支援についてお伺いいたします。

障害者の所得保障を確立する上で、就労支援の

充実が極めて重要です。障害者の方の中には、働く意欲がありながら、能力向上のための機会に恵まれず、その潜在的な力を発揮できない状況にある方もおられます。これらの方々が地域社会や職場の一員として普通に働ける社会をつくることが、障害者政策の目指すべきものであると思います。本法案において、障害者の就労を促進する観点から、就労移行支援、就労継続支援等のサービスを設けていることは高く評価していますが、福祉と雇用のネットワークについて、具体的にどのような連携を考えておられるのか、また、福祉と雇用が連携した就労支援により、障害者の雇用はどの程度促進されると見込まれるか、厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

私は、今回の大きな改革を、支援費制度の財政的な行き詰まりに対処するための、言わば財政サイドの改革であると矮小化して理解することがあつてはならないと思います。今回の法案は、二十一世紀の総合的な障害者政策の改革のスタート地点に立つたもので、今後さらに、サービスの質と量の両面における充実を図る必要があると考えます。その際、衆議院における修正で明記されたように、難病などのいわゆる谷間の障害も含め、障害者の範囲の在り方についても検討を重ねていく必要があると考えます。

また、今回の改正で、障害者が身近な地域で必要なサービスを受けることができる地域生活支援事業が創設されました。これは市町村等の実情に応じて弾力的に実施されることになつております。談支援、移動支援、コミュニケーション支援、地域活動支援センターなど、障害者の日々の生活を支える上で不可欠な事業であり、市町村の責任と

その財源の確保が極めて重要になります。

この法案をより普遍的な障害保健福祉の制度としていくために、今後、障害者自立支援施策をどのように展開されるのか、目指すべき方向、また、これに取り組む厚生労働大臣の御決意をお伺いいたします。

最後に、小泉総理大臣にお伺いいたします。

現在、郵政民営化に代表される、民間の活力を生かす構造改革が推進されていますが、障害のある方もない方もともに地域で暮らしていく共生社会実現のための障害者福祉施策の改革を進めることは極めて重要であると考えております。

公明党は、立党以来、福祉の党という理念を堅持し、これまででも障害者基本法を始め、ハートビル法や交通バリアフリー法等の制定など、ノーマライゼーションの理念を具現化し、障害者の自立と共生社会の実現を図るために法整備に全力で取り組んでまいりました。(発言する者多し)

○議長(扇千景君) 静粛に。

○鷗淵洋子君(続) 本法案の目的に「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」とあります。これこそが私たちの目指すべき社会であります。こうした社会を実現するためには、障害保健福祉

の分野のみならず、あらゆる分野における施策の充実や、理解、交流の促進が重要ではないでしょうか。

政府の障害者施策推進本部長であられる小泉総理大臣の今後の障害者施策の在り方、それに取り組む御決意をお伺いいたします。

障害の有無にかかわらず、人間はひとしく幸福になる権利を持つています。その実現のための法整備になることを強く要望し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 鷗淵議員にお答えいたします。

障害者施策でございますが、障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、障害者自立支援法案では、介護や就労支援に関するサービスの充実を図っております。

障害者も社会の一員として自立し、あらゆる分野でその能力を最大限發揮することができるよう、今後とも政府一体となって社会のバリアフリー化に取り組んでまいります。残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○国務大臣(尾辻秀久君) 支援費制度の評価と改革の意義についてお尋ねがございました。

支援費制度は、施行後、多くの方が新たにサービスを利用できるようになるなど、障害者の地域生活を進める上で重要な役割を果たしていると評価をいたしております。

しかしながら、同時に、先ほどもお答え申し上げましたけれども、地域間の格差が大きいこと、精神障害者が対象となつていないことなど、様々な課題を抱えていると認識をいたしております。これらにより、必要なサービスを確保しながら障害者の地域における自立した生活を一層支援してまいりたいと考えております。

このため、一般、支援費制度の自己決定と自己選択及び利用者本位の理念を継承しつつ、障害者の自立した地域生活の支援を一層推進するため、

見直しを提案をいたしておりますところでございます。

定率負担導入の考え方についてのお尋ねがございました。

昨年に支援費制度が施行されて以降、障害福祉サービスを実施していかつた市町村が新たに事業に取り組むこと等により、急速に給付費が増大しているところであります。今後とも、増大するサービスを確保していくためには、福祉サービスの利用者の方々を含め皆で支え合っていくことが必要でございます。

このため、法案においては、サービスの利用量と所得に着目した費用負担の仕組みを導入するとともに、障害者の在宅サービスに関する国及び都道府県の負担を義務的なものとすることとしており、これらにより、必要な財源を確保しながら制度をより安定的に運営することができるものと考えております。

利害者負担を求めるに当たりましては、障害基礎年金のみで生活している方や資産の乏しい方がおられることを考慮して、各般の負担軽減措置をきめ細かく講じ、障害者が暮らしていく上で支障が生じないようにするための仕組みを提案しているところであります。

従来の支援費制度における費用負担につきまし

ては、障害者本人のみならず一定の扶養義務者にも負担義務が課されておりましたけれども、障害

官報(号外)

者自立支援法案におきましては、扶養義務者の負担を廃止いたしまして、障害者本人又は障害児の保護者を法律上の負担義務者としたところであります。

利用者本人の負担につきましては、負担の限度額を設けることとしておりますけれども、限度額の設定に当たりましては、経済的な面において世帯の構成員がお互いに支え合うという生活実態があることを踏まえまして、介護保険制度などと同様、生計を一にする世帯全体の負担能力で判定することを提案いたしておりますところでございます。

ただし、障害者と同一の世帯に属する親、兄弟、子供等がいる場合であっても、その親、兄弟、子供等が税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、生計を一にしていないこととみなすことができるため、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとしたいと考えております。

最重要度障害者に対する長時間介護サービスの確保についてお尋ねがございました。

新制度におきましては、特に重度の障害者への支援を確保していくため、重度障害者等包括支援といった新たな給付類型を創設することとしておりります。その具体的な対象者やサービス水準につきましては、ALS等極めて重度の障害者の方々のサービス利用の実態等も踏まえながら、地域で暮らす重度の障害者の方々に適切なサービスが確保されるよう十分検討してまいります。

自立支援医療についてお尋ねがございました。

自立支援医療制度におきましては、低所得の方や継続的に相当額の医療費負担が発生する重度かつ継続の方について月額の負担上限額を設け、医療費負担が家計に与える影響に配慮することとし

ております。この重度かつ継続の範囲につきましては、その範囲を明確にするため、検討会を設置し検討に着手したところであり、特に精神通院医療の重度かつ継続に関する当面の結論については、夏の間に結論を得て適切に実施してまいりたいと考えております。

また、平成十八年一月の施行に向けて事務処理の方法についてできるだけ速やかにお示しし、地方自治体が障害者の方々に十分周知しながら円滑に実施できるよう努めてまいります。

自立支援医療の利用者負担に関する世帯の単位についてお尋ねがございました。

自立支援医療につきましても、御指摘のようになります。また、自立支援医療には、基本的に医療保険の自己負担部分を助成する機能もあることなどから、月額の負担上限を決める場合は、障害者本人と同じ医療保険に加入し、生計を一にする世帯の所得で決定することを原則といいますけれども、障害者と同一の世帯に属する親、兄弟、子供がいる場合にあっても、その親、兄弟、子供が税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、障害者本人と配偶者の所得に基づくことも選択できることとしたいと考えております。

今後、こうした視点に立つて、新制度におけるグループホーム等の規模、人員配置、報酬等の基準について、現在の運営実態や問題点を踏まえ、関係者の御意見を伺いながら、利用者の状態にふさわしいサービスが提供されるよう十分に検討してまいります。

福祉と雇用の連携による就労支援についてのお尋ねがございました。

今回の改革では、福祉施設とハローワークが連携し、就職を希望する者に対し、就職の準備段階から職場定着に至るまでの一貫した支援を行う仕組みづくり、就職支援に実績を有する福祉施設がそのノウハウを生かして、より効果的な職場適応援助を行うことを目的としたジョブコーチ助成金制度の創設などを実施することにより、福祉施設

ります。

なお、現在のグループホームにつきましては、現に様々な障害程度の方々が同居しておられる実態もありますことから、事業者が責任を持つ利用される方にふさわしいサービス提供をすることを前提に、グループホームの対象者とケアホームの対象者が同居することとし、その具体的な条件については関係者の意見も聞きながら検討をしてまいります。

グループホームやケアホームの基準についてお尋ねがございました。

グループホーム等の運営の在り方につきましては、利用者への日常生活面の支援を通じ、地域において共同生活を支えるという機能を果たすことで、利用者の障害の程度に応じ適切なサービスを確保すること、事業者の工夫や経営努力を生かしていくことなどを基本として検討していく必要があります。

今後、こうした視点に立つて、新制度におけるグループホーム等の規模、人員配置、報酬等の基準について、現在の運営実態や問題点を踏まえ、関係者の御意見を伺いながら、利用者の状態にふさわしいサービスが提供されるよう十分に検討してまいります。

今後は、まずこの法律の早期の成立をお願いするとともに、御指摘の地域生活支援事業などに必要な予算の確保に努め、施行に万全を期すことが重要と考えております。

また、施行後三年を目途として、この法律の規定について障害者等の範囲を含め検討することとされておりますことから、厚生労働省としても、不断の見直しや検討を行ふとともに、関係省庁と連携を図り、障害のある人もともに生きる共生社会の実現に向けて努力してまいります。

と雇用施策の両面から一貫した支援を行うこととしております。

このような取組により、施設利用者の約四割が現に様々な障害程度の方々が同居しておられる実態もありますことから、事業者が責任を持つ利用される方にふさわしいサービス提供をすることを前提に、グループホームの対象者とケアホームの対象者が同居することとし、その具体的な条件については関係者の意見も聞きながら検討をしてまいります。

今後、福祉と雇用の連携を強化しながら、障害者お一人お一人の実情に応じた適切な就労支援を積極的に推進してまいります。

今後、障害者自立支援施策の展開についてのお尋ねがございました。

障害者自立支援法案は、障害者の地域における自立した生活を一層支援するため、市町村を中心としたサービス提供体制を構築しようとするものであり、障害保健福祉施策にとって大きな一步になるものと考えております。

今後は、まずこの法律の早期の成立をお願いするとともに、御指摘の地域生活支援事業などに必要な予算の確保に努め、施行に万全を期すことが重要と考えております。

また、施行後三年を目途として、この法律の規定について障害者等の範囲を含め検討することとされておりますことから、厚生労働省としても、不断の見直しや検討を行ふとともに、関係省庁と連携を図り、障害のある人もともに生きる共生社会の実現に向けて努力してまいります。

(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君)　日程第一　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長林芳正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔林芳正君登壇、拍手〕

○林芳正君　ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、多機能で弾力的な実効性のある方針を定めることを目的とするものである。

官 報 (是 外)

本法律案は、新たな防衛計画の大綱及び其中期防衛力整備計画に基づき、多機能で彈力的な実効性のある防衛力を効率的に整備するとの觀点から、統合運用体制の強化、弾道ミサイル等に対する体制の整備、情報部門の改編、陸上自衛隊の混成團の旅団化を行うとともに自衛官の定数及び即応部隊自衛官の員数等を改め、あわせて、防衛庁の職員に対し適用されている一般職職員給与法別表の教育職俸給表(一)について所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、まず、政府から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院修正部分についての説明を受けることとし、又、審議を行ふこととする。

修正案提出者から説明を聴取した後 質疑を行ふ

たほか、参考人からの意見聴取を行いました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げます

と、新しい安全保障環境の下における防衛力整備の在り方、統合幕僚長の新設と統合運用体制の確立に向けた取組、統合運用体制とシビリアン・コントロールの確保、彈道ミサイル防衛の信頼性及び費用対効果、国会の関与の在り方、集団的自衛権

との関係などがありますが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会の齋藤理事より、弾道ミサイル等破壊措置の命令が発せられた場合等の国民への公表及び国会報告、弾道ミサイル等に係る対処措置の国会承諾、本法施行後三年を目途としての見直し規定の追加等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の櫻葉理事より、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の山谷委員より、修正案に反対、原案に賛成、日本共産党の緒方委員より、修正案及び原案に反対、社会民主党・護憲連合の大田委員より、修正案及び原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○**議長(扇千景君)** 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。喜納昌吉君。

〔喜納昌吉君登壇、拍手〕

○**喜納昌吉君** 私、喜納昌吉は、民主党・新緑風会を代表し、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

今年は終戦・被爆六十周年です。私たちは、靖国に眠るみたまだけにとらわれず、沖縄戦や広島、長崎で亡くなった市民を含め、戦争で殺さ

れ、亡くなつたすべての国民と諸外国の人々の魂に心を向け、争いの歴史に終止符を打つよう努めていかねばなりません。

仮想敵国の存在を前提とし、そこから撃ち込まれてくる弾道ミサイルに対し防衛するという自衛の形を取つた軍拡である迎撃ミサイルの発射権限を定めた本改正案は、小泉首相による国民への明確かつ詳しい説明もなく、国民意思の確認がほとんどなされないままに、成立に向けて推進されています。それゆえに、誠に強引であり、極めて深刻な問題をはらむ結果となっています。

まず、国会軽視の法案提出の仕方についてですが、今回、政府は、防衛庁設置法、自衛隊法、防衛廳職員給与法等を一体のものとして国会に提出しました。これらは本来別個の法案として国会に提出し、別々に審議を尽くすべきものですが、簡単に事を運ぶことにより、国会審議を回避し、問題点を隠すため、一括採決にしたといふこそくな

国民全体の生命、財産にかかる安全保障問題は、可能な限り多くの国民の合意を得ながら進めるべきであり、国会報告で足りるとする与党の態度は、我が国から眞の議会政治を葬り去ることになりかねません。

大野防衛庁長官は、米軍への情報提供と集団的自衛権の関係について、日本防衛のための情報を米国に提供することは何ら武力行使と一体となるものではなく、一方では、米国防衛のための情報として米国に発信した場合は集団的自衛権に抵触する可能性があると言っています。集団的自衛権について質問した与党議員から、へ理屈のようだという発言がありました。

さらに、大野防衛庁長官は、今法案によるミサイル防衛の性質について、防衛出動命令前を持ち上がる問題は、公共秩序の維持や警察権の発動であつて、軍事の側面はないと強弁しています。その上、命令前のいか後なのかによつてミサイル防

意図が感じられ大変問題です。

衛の性格が変わつてくるとも言つています。そのことは、ミサイル迎撃という実際の行動は同じなのに、自衛隊が、命令前は警察権と称し、命令後は軍隊の本性を現すことを暗示しています。

主にシビリアンコントロール確保の観点から与党と修正協議を行いましたが、実質上ゼロ回答でした。

そもそも自衛隊の成り立ちには、軍隊を目指しながら警察予備隊という名に隠れて出発するといふ、占領国米国によるごまかしがありました。こ

今法案によるミサイル防衛は、武器の使用を伴う限りなく防衛出動に近いものがあり、今までの

うした生き立ちの不幸と言うべき負の歴史が、依然、自衛隊に影を投げ掛けているのでしよう。

自衛隊の在り方、日米同盟の在り方を根底から崩

米国では、軍産複合体、M I Cが政府政策に深

すものですが、だからこそ（発言する者あり）あります。だからこそ我々民主党は、修正案で、ミサイル防衛をめぐる措置を、国会報告だけではなく国会承諾することを求めました。

く関与しており、米軍は産業複合体を生かし続けるため、絶えず戦争をしなければならない状態に陥っています。

官 報 (号 外)

委員会におきましては、齊藤鉄夫衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果

果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 「投票結果」

贊成 反對

〔投票者氏名は本弓末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

<p>○田名部匡省君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、社会経済情勢の変化に適切に対応し、総合的な国土の形成を図るため、国土総合開発計画の計画事項を拡充し、その名称を国土形成整備計画その他他の関係する計画制度との所要の調整等の措置を講じようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、東京一極集中からの転換と地域間格差のは正、人口減少期と国土政策の将来像、国土形成計画の国会承認の必要性、国土計画における環境対策、国土形成における国の役割と責務、国土利用に係る法制度の体系化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。（拍手）</p> <p>○議長（扇千景君）　これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p>	<p>○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">投票総数</th> <th style="text-align: center;">賛成</th> <th style="text-align: center;">反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二百二十一</td> <td style="text-align: center;">百二十六</td> <td style="text-align: center;">九十五</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	投票総数	賛成	反対	二百二十一	百二十六	九十五
投票総数	賛成	反対					
二百二十一	百二十六	九十五					
<p>○議長（扇千景君）　問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>○議長（扇千景君）　〔投票終了〕</p>	<p>○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">投票総数</th> <th style="text-align: center;">賛成</th> <th style="text-align: center;">反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二百二十一</td> <td style="text-align: center;">百二十六</td> <td style="text-align: center;">九十五</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	投票総数	賛成	反対	二百二十一	百二十六	九十五
投票総数	賛成	反対					
二百二十一	百二十六	九十五					

我が国がこうした情勢にいかに対応し、どのような外交を展開すべきなのかという問題意識の下、第一年目は、日本のアジア外交について重点的に調査を行うとともに、我が国のアジア外交との関連において、日米関係及びEU情勢についても調査を進めてまいりました。

このたび、第一年目の調査を中間報告として取りまとめ、七月二十日、これを議長に提出いたしました。

以下、調査の概要を御報告申し上げます。

第一は、日中外交の回顧と今後の課題についてであります。

今日、日中両国は、歴史問題を始め種々の問題に直面しております。調査会においては、現代中国情勢、中國外交、日中外交の現状と課題等について、様々な観点から議論が行われ、近年、日中関係が悪化しているのは、両国関係が緊密となり、それぞれの国の内政と外交とが密接に結び付くようになつてきている結果であるとの意見、今後の日中関係に関し、経済的な相互依存関係の深まりを踏まえ、戦略的外交を樹立する必要があるとの意見などが述べられました。

第二は、東アジアにおける不安定要因の除去についてであります。

東アジアには、北朝鮮の核問題を始め、地域の不安定要因が依然として存在しております。調査会においては、今後の対北朝鮮政策の在り方、北

官報 (号外)

朝鮮に対する制裁実施の是非、中台関係の現状について議論が行われ、朝鮮半島に緊張が続く限り東アジアの安定と平和はもたらされず、北朝鮮にいかに対応し、どのようにソフトランディングさせていくかが重要であるとの意見などが述べられました。

第三は、東アジア共同体構築に向けての課題についてであります。

現在、ASEANプラス3を中心にして東アジア共同体構想の検討が進められております。調査会においては、東アジア共同体の在り方、中国、韓国及びASEANとの関係、さらに米国との関係などについて活発な議論が行われ、東アジアから様々な形で活力を得ることによって日本の繁栄と安定を維持することができるとの観点から、経済を中心とした共同体の構築が重要な課題となるのではないかとの意見、東アジア共同体と日米同盟は矛盾するものではなく、日本が、今後、東アジア共同体の形成に当たって大きな役割を果たしていくべきであるとの意見などが述べられました。

第四は、二十一世紀における日米関係についてであります。

近年、日米関係は極めて良好で、かつ同盟関係是非常に深まっています。調査会においては、これまでの日米関係と今後のるべき姿、日米交流推進の意義、日米の経済関係等について議論が行われ、戦後の日本の経済発展は日米同盟を外交の基軸としてきたからであるとの意見、今後、東アジア外交がますます重要となってくるが、日米同盟をバックボーンとして押さえながらこれを進めるべきであるとの意見などが述べられました。

第五は、拡大するEUの現状と今後の方向についてであります。

統合の深化と拡大に向けて進展を見せておりEUは、そのプレゼンスを高めています。調査会においては、EUの拡大、日・EU関係の在り方、EUに学ぶべき教訓をめぐって活発な議論が行われ、日本は独仏和解のプロセスをEUに学ぶべきであるとの意見、日本とEUとの経済関係は深まっています。EUは日本外交にとり重要な位置を占めているとの意見などが述べされました。

第六は、今後の外交課題についてであります。

我が国は、国際的な軍縮・不拡散の維持強化、アジア諸国等へのきめ細かな援助に加えて、テロ、環境汚染など非伝統的な脅威に対し、ソフトパワーに基づく外交政策を展開しております。調査会においては、我が国外交の基本戦略の必要性など幅広い議論が行われ、独自の戦略的外交を開拓するため、外交戦略の研究機関を設置すべきであるとの意見、我が国外交にとり重要な問題の解決のために議員外交が大きな役割を果たすべきであるとの意見などが述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議員 岸藤野
副議長 信夫君
角田公孝君

扇 千景君
山本治子君

吉田政司君
又市博美君

岩城一朗君
谷合浩美君

西田時男君
西田光英君

大田正俊君
大田吉永君

浜田昭良君
浜田浩美君

小泉美仁君
小泉正幸君

山本昌秀君
山本三浦君

渕上洋子君
渕上一水君

大田昌秀君
大田金田君

西田貞雄君
西田勝年君

西田昭良君
西田荒井君

西田昭良君
西田三浦君

岸河合常則君
藤野信夫君
松山政司君
中島啓雄君
小林温君

岸藤野公孝君
松山政司君
中島啓雄君
小林温君

官報 (号外)

環境委員 辞任 魚住裕一郎君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 郵政民営化に関する特別委員	補欠 加藤修一君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任 小林温君 大久保勉君 櫻井充君 魚住裕一郎君 又市征治君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 郵政民営化に関する特別委員会 理事 魚住裕一郎君 (弘友和夫君の補欠)	補欠 藤野公孝君 齋藤勁君 江田五月君 弘友和夫君 近藤正道君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 郵政民営化に関する特別委員会 理事 弘友和夫君 (魚住裕一郎君の補欠)
辞任 江田五月君 高橋千秋君 若林秀樹君 山本香苗君 大門実紀史君 小池晃君 近藤正道君 又市征治君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 郵政民営化に関する特別委員会 理事 弘友和夫君 (魚住裕一郎君の補欠)	渡辺孝男君 齋藤勁君 浜田昌良君 藤本祐司君 浜田昌良君 小池晃君 又市征治君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 郵政民営化に関する特別委員会 理事 弘友和夫君 (魚住裕一郎君の補欠)
厚生労働委員 辞任 中村博彦君 鶴保庸介君 中村博彦君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員	厚生労働委員 辞任 中村博彦君 鶴保庸介君 中村博彦君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員 辞任 鶴保庸介君 中村博彦君 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。 専門機関の特権及び免除に関する条約の附屬書XVの締結について承認を求めるの件 石綿の使用における安全に関する条約 (第百六十二号) の締結について承認を求めるの件 社会保障に関する日本国政府とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 同日議員から次の質問主意書が提出された。 在沖米陸軍複合射撃訓練場に関する質問主意書 (糸数慶子君提出) (第三十九号) 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 同日衆議院議長から、国会において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七八号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 専門機関の特権及び免除に関する条約の附屬書XVの締結について承認を求めるの件 石綿の使用における安全に関する条約 (第百六十二号) の締結について承認を求めるの件 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 理事 池口修次君 (ツルネンマルティ君の補欠) 同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。 文字・活字文化振興法案 (衆第二四号)	辞任を許可し、その補欠を指名した。 専門機関の特権及び免除に関する条約の附屬書XVの締結について承認を求めるの件 石綿の使用における安全に関する条約 (第百六十二号) の締結について承認を求めるの件 社会保障に関する日本国政府とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 同日議員から次の質問主意書が提出された。 在沖米陸軍複合射撃訓練場に関する質問主意書 (糸数慶子君提出) (第三十九号) 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。 同日衆議院議長から、国会において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七八号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 専門機関の特権及び免除に関する条約の附屬書XVの締結について承認を求めるの件 石綿の使用における安全に関する条約 (第百六十二号) の締結について承認を求めるの件 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 理事 池口修次君 (ツルネンマルティ君の補欠) 同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。 文字・活字文化振興法案 (衆第二四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経産業委員会に付託した。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 中村 博彦君 辞任

厚生労働委員 中村 博彦君 辞任

国土交通委員 岩本 博彦君 辞任

郵政民営化に関する特別委員 尾立 源幸君 辞任

鶴保 康介君 補欠

足立 信也君 補欠

中村 博彦君 補欠

岩本 博彦君 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政民営化に関する特別委員 大塚 耕平君 辞任

高橋 千秋君 辞任

和田ひろ子君 辞任

若林 秀樹君 辞任

山口那津男君 辞任

山本 香苗君 辞任

吉川 春子君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)(衆第二五号)

同日調査会長から次の報告書が提出された。

国際問題に関する調査報告書(中間報告)

公立学校建物へのアスベスト使用の状況及び対策に関する質問主意書(津田弥太郎君提出)(第三八号)

在沖米陸軍複合射撃訓練場に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三九号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員 中村 博彦君 辞任

国土交通委員 岩本 博彦君 辞任

経済産業委員 藤末 健三君 辞任

水落 敏栄君 補欠

太田 豊秋君 補欠

足立 信也君 補欠

中村 博彦君 補欠

岩本 博彦君 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政民営化に関する特別委員 尾立 源幸君 辞任

峰崎 直樹君 辞任

大久保 勉君 辞任

津田弥太郎君 辞任

森 ゆうこ君 辞任

山下八洲夫君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政民営化に関する特別委員 太田 豊秋君 辞任

水落 敏栄君 補欠

足立 信也君 補欠

岩本 博彦君 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政民営化に関する特別委員 森 ゆうこ君 辞任

浜田 昌良君 濑 雄二君
大門実紀史君 吉川 春子君
又市 征治君 近藤 正道君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

日本道路公團等民営化関係法施行法の一部を改正する法律案(菅直人君外十六名提出)(衆第二六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本道路公團等民営化関係法施行法の一部を改正する法律案(菅直人君外十六名提出)(衆第二六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

日本道路公團等民営化関係法施行法の一部を改正する法律案(菅直人君外十六名提出)(衆第二六号)

員の給与に関し所要の規定を整備しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行のため、平成十七年度一般会計予算(内閣府所管)に、第十四旅団の新編、統合幕僚監部の新設及び情報本部の長官直轄化等に伴う経費として約四十七億円が計上されている。

一、費用

本法律施行のため、平成十七年度一般会計予算(内閣府所管)に、第十四旅団の新編、統合幕僚監部の新設及び情報本部の長官直轄化等に伴う経費として約四十七億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、統合運用の推進に当たつては、陸海空各自衛隊の特性に配意しつつ、各自衛隊が指揮通信や教育訓練分野等における各種施策を通じて有機的に連携することにより、実効的な体制を確立すること。統合運用体制の在り方については、防衛計画大綱の見直しに併せて検討を加えること。

二、統合幕僚長の任命に当たつては、最適任の人材を任命することとし、統合幕僚長は、陸海空各幕僚長と連携しつつ、円滑に職務を遂行するよう努め、また、必要に応じて陸海空各幕僚長の所掌に關わる事項について調整を行うこと。

三、弾道ミサイル等を迎撃するシステムの導入を進めに当たつては、我が国安全保障に資するよう配慮しつつ、文民統制の確保及び均衡ある防衛力の整備の要請に応えられるよう、その効果・費用等について適時適切に国会に説明すること。

四、自衛隊法第八十二条の二第一項に基づく弾道ミサイル等に対する破壊措置に係る命令が発せられた。が国に向けて飛来する弾道ミサイル等に対処するための規定の整備等を行うほか、防衛庁の職務の新設及び情報本部の改編等を行い、並びに我

られた場合又は弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合には、混乱の回避に配意しつつその旨を遅滞なく国民に公表するとともに国会に報告すること。弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合において、当該事態が終結したときは、当該事態に係る事項及び当該弾道ミサイル等に対処するために講じた措置について国会に包括的かつ詳らかに説明し、説明責任を尽くすこと。

右決議する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年六月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

(小字及び一は衆議院修正)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十五万七千八百二十八人」を「十五

万六千百二十二人」に、「四万五千八百四十二人」を「四万五千八百六人」に、「四万七千三百六

十一人に統合幕僚会議に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の数を加えたものとし、総計二十五万三千八百八十八人」を「四万七千三百三十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸

上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七十六人並びに情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千八百四十六人を加入了。た総計二十五万五千五百八十二人」に改める。

第十五条第一項中「第二十九条」を「第二十八條」に改め、「本条及び第二十二条第一項第四号において」を削る。

第十六条の見出し中「及び統合幕僚会議」を削り、同条第一号中「又は航空自衛隊」を「航空自衛隊又は統合幕僚監部」に改め、「行う」の下

に「統合幕僚長」を、「航空幕僚長」の下に「以

下「幕僚長」という。」を加え 同条第二号中「又は航空自衛隊」を「航空自衛隊又は統合幕僚監

部」に、「陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長」を「幕僚長」に改め、同条第三号を削り、同

条第四号中「又は航空自衛隊」を「航空自衛隊又は統合幕僚監部」に改め、同号を同条第三号

とする。

第二十一条第一項中「本庁に」の下に「、統合幕僚監部」を加え、「單に」を削り、同条第二項

中「陸上幕僚監部は陸上自衛隊の、海上幕僚監部は海上自衛隊の、航空幕僚監部は航空自衛隊のそれぞれの」を「幕僚監部は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の」に改める。

第二十二条第一項中「陸上幕僚監部」を「統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監

部」に改め、同条第二項中「陸上幕僚長」を「統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長」に改め、同項後段として次のように加える。

統合幕僚たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

第二十二条第三項中「陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下単に「幕僚長」という。)」を「幕僚長に改める。

第二十四条第一項中「陸上幕僚監部」を「統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に、「陸上幕僚副長は」を「統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は」に改め、同条第二項中「陸上幕僚副長」を「統合幕僚副長、陸上幕僚副長」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十三条の見出し中「幕僚監部」を「陸上幕僚監部等」に改め、同条第一項第一号中「関すること」の下に「(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「関すること」の下に「(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号中「関すること」の下に「(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「関すること」の下に「(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号中「教育訓練、行動」を「前号に掲げるもののほか、教育訓練」に改め、「情報」を削り、「関すること」の下に「(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十三条第二項を削り、同条を第二十四条

条に改め、「本条及び第二十二条第一項第四号において」を削る。

第二十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(統合幕僚監部の所掌事務)

第二十三条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次の事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関する事。

二 行動の計画の立案に関する事。

三 前号の行動の計画に關し必要な教育訓練、編成、裝備、配置、經理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関する事。

四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関する事。

五 前各号に掲げる事務に關し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関する事。

六 所掌事務の遂行に必要な部隊等の管理及び運営の調整に関する事。

七 所掌事務に關する長官の定めた方針又は計画の執行に関する事。

八 その他長官の命じた事項に関すること。

第二十七条から第二十八条の二までを削る。

第二十八条の三の見出し及び同条第一項中「統合幕僚会議」を「統合幕僚監部」に改め、同条を第二十八条とし、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「本庁に」の下に「統合幕僚監部長及び」を加え、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条 本庁に、情報本部を置く。

2 情報本部は、第五条第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務を行う機関とする。

3 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 情報本部の内部組織については、内閣府令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第一項中「統合幕僚会議」を「統合幕僚監部、情報本部」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「並びに」の下に「統合幕僚長及び」を加える。

第五条第一項中「防衛医科大学校」の下に「情報本部を加える。

第八条ただし書中「陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける」を「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の」に、「それぞれ該幕僚長を」の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者に改め、同条に次の各号を加える。

一 統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務 統合幕僚監部の隊務 海上幕僚長

二 陸上幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊の隊務 陸上幕僚長

三 海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務 航空幕僚長

四 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務 航空幕僚長

第九条第一項中「陸上幕僚長」を「統合幕僚長、陸上幕僚長」に、「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務及び所部の隊員の服務」を「前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務」に改め、同条第二項中「陸上幕僚長は陸上自衛隊の隊務に關し、海上幕僚長は海上自衛隊の隊務に關しそれぞれ」を「幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に關し」に改め、同条第三項中「それぞれ」の下に「前条各号に掲げる隊務に關し」を加え、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(統合幕僚長とその他の幕僚長との関係)

第九条の二 統合幕僚長は、前条に規定する職務を行うに当たり、部隊等の運用の円滑化を図る觀点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対し、それぞれ第八条第二号から第四号までに掲げる隊務に關し必要な措置をとらせることができる。

第二十二条第二項中「警備行動」の下に「第八十二条の二第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項を「前二

三」に改め、「場合における」の下に「当該部隊の運用に係る長官の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する長官の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十五条の二第二項中「九千四人」を「八千三百七十八人」に改める。

第八十二条の次に次の二条を加える。

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の二 長官は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、

自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する他の経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 長官は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命を解除しなければならない。

3 長官は、第一項の場合のほか、事態が急変し、同項の内閣総理大臣の承認を得ないとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、あらかじめ、長官が作成し、内閣総理大臣は、第一項の規定により措置を命ぜられた場合において「この号において」に改める。

第九十三条の二 第八十二条の二第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な措置をとることができる。

武器の使用

第九十三条の二 第八十二条の二第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。

第九十六条第一項第一号中「陸上幕僚監部」を「統合幕僚監部、陸上幕僚監部」に、「本条中」を「この号において」に改める。

第十百条の二第一項中「文教研修施設」の下に「情報本部」を加え、「第二十八条の三」を「第二十七條」に改める。

第百七条第四項中「派遣を命ぜられた場合において」の下に「同法第九十九条の二第一項の規定は、第八十二条の二第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において」を加え、「行なう」を行なうに改める。

理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、○あらかじめ、○自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、長官は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に關し必要な事項は、政令で定める。

官報(号外)

別表第一中

第十三旅團

広島県安芸郡海田町

第十四旅團

第十四旅

團司令部	廣島県安芸郡海田町
團司令部	善通寺市

に改める。

別表第三中「宮城県桃生郡矢本町」を「東松島市」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律)一部改正

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とする。

別表第三備考(一)中「統合幕僚會議の議長」を「統合幕僚長」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条中自衛隊別表第三の改正規定及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(職務の級の切替え)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第三条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)附則第五項の

平成十七年七月二十二日 参議院会議録第三十二号(その二) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

規定によりなお効力を有することとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十六号)第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第六イの適用を受けていた職員で施行日において一般職の職員の給与に関する法律(以下「一般職給与法」という。)別表第六イの適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

第六条 附則第二条から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた俸給月額は、旧法又は平成十年改正法附則第十項若しくは第十一項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(平成十年改正法附則第十一項の規定を適用する場合の特例)

第七条 平成十年改正法附則第十一項の規定の適用については、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十七号)附則第七項に規定するもののか、一般職給与法別表第六イは、平成十年改正法附則第十一項に規定する改正後の関係俸給表とみなす。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるものの

成十年法律第二百二十二号。以下「平成十年改正法」という。附則第十一項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあつては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等)

第五条 附則第二条の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、内閣府令で定める。

(旧俸給月額の基礎)

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第六条 附則第二条から前条までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた俸給月額は、旧法又は平成十年改正法附則第十項若しくは第十一項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(平成十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第七条 安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第九条 安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第二条第二項第四号中「四級」を「三級」に改める。

ほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(安全保障会議設置法の一部改正)

第十三条 安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二条第二項第四号中「四級」を「三級」に改める。

附則別表 一般職給与法別表第六イの適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

審査報告書

文字・活字文化振興法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年七月二十一日

文教科学委員長 龜井 郁夫
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
文字・活字文化振興法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十七年七月十五日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

文字・活字文化振興法

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な

民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることに

より、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もつて知的及び地方公共団体の責務を明瞭化するとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行わなければならない。

(目的)

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通じて、読書が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活

む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るために、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国が海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するためには必要な施策を講ずるものとする。

字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共

団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行ふ民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

官報(号外)

(学術的出版物の普及)

第十一条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十二条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年七月二十一日

国土交通委員長 田名部匡省

参議院議長 扇 千景殿

(国土総合開発法の一部改正)
第一条 土地総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

要領書

国土形成計画法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国土審議会の調査審議等(第四条—第五条)

第三章 国土形成計画の策定(第六条—第十一条)

第四章 国土形成計画の実施(第十三条—第十四条)

第五章 補則(第十五条—第十六条)

附則

第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。)に関する事項

第二項第一項に次の三号を加える。

六 交通施設、情報通信施設、科学技術による研究施設その他の重要な公共的施設の利用、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」を「国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与する」に改める。

七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項

八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

九 地域の開発その他の地域社会の実現に寄与する」に改める。

第二条の見出しを「(国土形成計画)」に改め、同条第一項中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に、「国又は地方公共団体の施策」を「国土の利用、整備及び保全(以下「国土の形成」という。)を推進するため」に、「且つ」を「かつ」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「天然資源」を「国土資源に改め、「利用」の下に「及び保全」を加え、同項第五号を削り、同項第四号を

同項第五号とし、同項第三号中「農村」を「農山村」に改め、「調整」の下に「並びに整備」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「水害」を「震災、水害」に改め、「防除」の下に「及び軽減」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条

第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。)に関する事項

三 漁村に改め、「調整」の下に「並びに整備」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「水害」を「震災、水害」に改め、「防除」の下に「及び軽減」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

四 大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条

第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。)に関する事項

五 地域の開発その他の地域社会の実現に寄与する」に改める。

六 交通施設、情報通信施設、科学技術による研究施設その他の重要な公共的施設の利用、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」を「国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与する」に改める。

七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項

八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

九 地域の開発その他の地域社会の実現に寄与する」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

第二条第三項から第六項までを削る。

第二章の章名を削る。

第三条を次のように改める。

(国土形成計画の基本理念)
第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化

平成十七年七月二十二日 参議院会議録第三十二号(その一) 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案

官報(号外)

に的確に対応し、その特性に応じて自立的に發展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技术の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、經濟的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配意しつつ、適切に定めるものとする。

2 國土形成計画(以下「全国計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 國土の形成に関する基本的な方針
- 二 國土の形成に関する目標
- 三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項

2 國土形成計画は、総合的な國土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全國的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、國の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 國土審議会の調査審議等

第四条第一項中「総合開発計画」を「國土形成計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総合開発計画」を「國土形成計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項中「総合開発計画」を「國土形成計画」に改め、同項を同条第三項とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名を付する。

第三章 國土形成計画の策定

第六条及び第七条を次のように改める。

(全国計画)

第六条 國は、総合的な國土の形成に関する施

策の指針となるべきものとして、全國の区域について、國土形成計画を定めるものとする。

2 前項の國土形成計画(以下「全國計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(全國計画に係る政策の評価)

一 國土の形成に関する基本的な方針

二 國土の形成に関する目標

三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項

2 國土形成計画は、環境の保全に関する國の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 國土交通大臣は、全國計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきならない。

5 國土交通大臣は、前項の規定により全國計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、國土交通省令で定めるところにより、國民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市(地方

自法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の意見を聴き、並びに國土審議会の調査審議を経なければならない。

第七条の二を削る。

第八条から第十条までを次のように改める。

(全國計画に係る提案等)

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、國土交通大臣に対し、當該都道府

県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全國計画の案(全國計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。

この場合においては、當該提案に係る全國計画の案の素案を添えなければならない。

6 國土交通大臣は、全國計画について第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、こ

れを公表するものとする。

7 全國計画は、國土利用計画法第四条の全国の区域について定める國土の利用に関する計

画と一体のものとして定めなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、全國計画の変更について準用する。

(全國計画に係る政策の評価)

第七条 國土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第六条第一項の基本計画を定めるとき

は、同条第二項第六号の政策として、全國計画を定めなければならない。

2 國土交通大臣は、前条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第一項第一号の政策として、全國計画を定めなければならぬ。

3 國土交通大臣は、當該計画提案を踏まえた全國計画の案(計画提案に係る全國計画の案の素案の一部を実現することとなる全國計画の案をいう。)を作成しようとする場合において、第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により國土審議会における調査審議を経ようとするときは、當該計画提案に係る全國計画の案の素案を提出しなければならない。

4 國土交通大臣は、當該計画提案を踏まえた全國計画の案を作成する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、當該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。

5 國土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、國土審議会に當該計画提案に係る全國計画の案の素案を提出してその意見を聽かなければならぬ。

(広域地方計画)

第九条 國土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、そ

れぞれ國土形成計画を定めるものとする。

一 首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)	するとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。
二 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域を定める。)	国土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
三 中部圏(愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)	4 國土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域	5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。
二 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。	6 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針	7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標	8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
三 当該広域地方計画区域における国土の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるもの)に関する事項	9 第十一条の二を削る。
3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講	10 第十二条を次のように改める。
二 前項の規定により加わった地方公共団体の長又はその指名する職員	11 第十二条の二及び第十二条の三を削る。
三 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	12 第十二条を削る。
二 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員	13 第十二条の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二条とする。
3 國土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更)をいう。第四項において同じ。)をする必要があるかどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。	4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができるものとする。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	5 協議会は、前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行ふ場合には、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	9 第十一条の二を削る。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	10 第十二条を次のように改める。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	11 第十二条の二及び第十二条の三を削る。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	12 第十二条を削る。
二 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者	13 第十二条の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 國土形成計画の実施

第十三条を削る。

第十三条の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

第十三条の二を第十三条とする。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条の三(見出しを含む。)中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

(国土利用計画法の一部改正)

第二条 國土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)による措置と相まつて」を加える。

第五条第六項中「の要旨」を削る。

(首都圏整備法の一部改正)

第三条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基く事業」を削る。

第二十一条第一項及び第二項を削り、同条第

三項中「整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の

定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを」を「首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事

項について」に改め、同項ただし書きを削り、同項第二号中「トに掲げる事項」の下に「のうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とその秩序ある発展を図るために必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものと含む。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「掲げるものの下に「のうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とそ

の秩序ある発展を図るために必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものと含む。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 首都圏内的人口規模、土地利用の基本的

方向その他の首都圏の整備に関して基本となるべき事項

第二十一条第三項を同条第一項とし、同項の十二号)を次のように改正する。

次に次の二項を加える。

第二十一条第三項を同条第一項とし、同項の十二号)の一部を次のように改正する。

次に次の二項を加える。

第二十一条第三項を同条第一項とし、同項の十二号)の一部を次のように改正する。

次に次の二項を加える。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 首都圏整備計画の実施

第二十八条中「事業計画に基く」を「首都圏整備計画に基づく」に、「基く命令」を「基づく命令」に改める。

第二十九条第一項中「整備計画及び事業計画を「首都圏整備計画」に改め、同条第二項中「整備計画又は事業計画」を「首都圏整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第三十条の見出し中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同条中「きいて整備計画」を「聴いて首都圏整備計画」に、「基いて」を「基づいて」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第三十二条中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同条中「きいて整備計画」を「聴いて首都圏整備計画」に、「基いて」を「基づいて」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第三十三条中「事業計画に基く」を「首都圏整備計画に基づく」に改める。

第三十四条中「整備計画又は事業計画に基く」を「首都圏整備計画に基く」に改める。

第三十五条中「事業計画」を「首都圏整備計画」に改め、「基づく」に改める。

第三十六条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第一項中「基本整備計画及び事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第二項中「基本整備計画又は事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第一項中「基本整備計画及び事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第二項中「基本整備計画又は事業計画」を「近畿圏整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

第五章 近畿圏整備計画の実施

第十六条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第一項中「基本整備計画及び事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第二項中「基本整備計画又は事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第一項中「基本整備計画及び事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第二項中「基本整備計画又は事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

近畿圏内の人団規模、土地利用の基本的

方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項

(近畿圏整備法の一部改正)

第四条 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基づく事業」を削る。

第八条第一項及び第二項を次のように改め

る。

近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

近畿圏内の人団規模、土地利用の基本的

方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項

第二十一条第四項中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条三号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基く事業」を削る。

第二十一条第一項及び第二項を削り、同条第

三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項

二 近畿圏整備計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項に次の一項を加える。

第五章 近畿圏整備計画の実施

第十八条の見出し中「基本整備計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条中「きいて基本整備計画」を「聴いて近畿圏整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第十九条及び第二十一条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改める。

第四十一条中「の各号」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の二を第七号とする。
（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正）
第十二条 次に掲げる法律の規定中「第八条に規定する基本整備計画」を「第二条第二項に規定する近畿圏整備計画」に改める。
一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第三条第一項
二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第三条第一項
（河川法等の一部改正）
第十三条 次に掲げる法律の規定中「国土総合開發計画」を「国土形成計画」に改める。
一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第二項
二 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第三項
三 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第四条第三項
四 半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第四条第二項
五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十号）第四条第三項
六 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第七条第三項及び第二十二条第四項
（山村振興法の一部改正）
第十四条 山村振興法（昭和四十一年法律第六十四号）の一部を次のように改定する。
第三条中「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に、「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項に規定する基本開発法に、「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改めることとする。
（首都圏近郊綠地保全法及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部改正）
第十五条 次に掲げる法律の規定中「第二十一条第三項の整備計画」を「第二条第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。
一 首都圏近郊綠地保全法（昭和四十一年法律第一百一十号）第四条第三項
二 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第二条第一項
（流通業務市街地の整備に関する法律及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）
第十六条 次に掲げる法律の規定中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。
（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）
第十七条 第二十二条第一項中「第二条第七項」を「第二条第七項」に改める。
（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）
第十八条 次に掲げる法律の規定中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項に規定する基本開発法に、「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改めることとする。
（都市計画法及び景観法の一部改正）
第十九条 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）の一部を次のように改定する。
第三条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。
（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）
第二十条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改定する。
第三条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「第二条第七項」を「第二条第七項」に改める。
（高速道路株式会社法の一部改正）
第二十四条 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改定する。
第五条第三項中「第二十二条第三項に規定する整備計画」を「第二条第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。

官報(号外)

平成十七年七月二十二日 参議院会議録第三十二号(その二) 総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案 投票者氏名

(内閣府設置法の一部改正)

第二十五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「全国総合開発計画」を「国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画」に改めること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

総合的な国土の形成を図るために国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するもの等の一部を改正する等の法律(平成十七年法律号)附則第六条に規定する日

総合的な国土の形成を図るために国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法(昭和三十二年法律第二百六十号)、旧九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、旧四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、旧北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第二百七十一号)及び旧中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第二百七十二号)

第七条第二号中「国土総合開発法」を「国土形

成計画法に改め、「東北開発促進法(昭和三十一年法律第二百六十号)、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、北陸地方開

法(昭和三十五年法律第六十号)、山本一太君

吉田博美君

若林正俊君

山本順三君

吉村剛太郎君

脇雅史君

魚住裕一郎君

加藤修一君

草川昭三君

高野博師君

遠山清彦君

浜田昌良君

弘友和夫君

松あきら君

山下栄一君

山本保君

鶴淵洋子君

足立信也君

浅尾慶一郎君

伊藤基隆君

朝日俊弘君

澤雄二君

風間昶君

岸信夫君

北岡秀二君

山崎力君

山下英利君

山谷えり子君

小池昭男君

小泉温君

佐藤祥肇君

後藤博子君

佐藤泰三君

坂本由紀子君

清水嘉与子君

陣内孝雄君

鈴木政二君

田浦直君

田村公平君

伊達忠一君

竹山裕君

谷川秀善君

常田享詳君

中川雅治君

中島眞人君

中原爽君

二之湯智君

西銘順志郎君

岸信夫君

北岡秀二君

山崎力君

山下英利君

山谷えり子君

小池昭男君

小泉温君

佐藤祥肇君

後藤博子君

佐藤泰三君

坂本由紀子君

清水嘉与子君

陣内孝雄君

鈴木政二君

田浦直君

伊達忠一君

竹山裕君

谷川秀善君

常田享詳君

中川雅治君

中島眞人君

中原爽君

二之湯智君

西銘順志郎君

谷合正明君

岸信夫君

北岡秀二君

山崎力君

山下英利君

山谷えり子君

小池昭男君

小泉温君

佐藤祥肇君

後藤博子君

佐藤泰三君

坂本由紀子君

清水嘉与子君

陣内孝雄君

鈴木政二君

田浦直君

伊達忠一君

竹山裕君

谷川秀善君

常田享詳君

中川雅治君

中島眞人君

中原爽君

二之湯智君

西銘順志郎君

谷合正明君

岸信夫君

北岡秀二君

山崎力君

山下英利君

山谷えり子君

小池昭男君

小泉温君

佐藤祥肇君

後藤博子君

佐藤泰三君

坂本由紀子君

清水嘉与子君

陣内孝雄君

鈴木政二君

田浦直君

伊達忠一君

竹山裕君

谷川秀善君

常田享詳君

中川雅治君

中島眞人君

中原爽君

二之湯智君

西銘順志郎君

谷合正明君

官 報 (号 外)

平成十七年七月二十二日

参議院会議録第三十二号(その一) 投票者氏名

平成十七年七月二十二日

参議院会議録第三十二号(その一) 投票者氏名

魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 桂君
草川 昭三君	澤 雄二君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聰平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	福島みづほ君
渕上 貞雄君	又市 征治君
鈴木 稔子君	黒岩 宇洋君
陽悦君	角田 義一君
喜納 昌吉君	一名
名	名
院送付)	一二六名
阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 広幸君
岩城 有村君	市川 一朗君
光英君	浩美君

魚住	汎英君	大野つや子君	岡田	直樹君	小野	清子君
荻原	健司君	片山虎之助君	岡田	岸	太田	豊秋君
加納	時男君	景山俊太郎君	岡田	岸	岡田	廣広君
亀井	郁夫君	北川イッセイ君	岡田	岸	河合	常則君
木村	仁君	国井	正幸君	北岡	柏村	武昭君
後藤	博子君	佐藤	昭郎君	沓掛	金田	勝年君
陣内	孝雄君	坂本由紀子君	小池	正勝君	狩野	加治屋義人君
鈴木	政二君	清水嘉与子君	小斎平敏文君	國井	岸	安君
閑口	昌一君	佐藤	昭郎君	岸	宏一君	
田浦	直君	後藤	博子君	北岡	秀二君	
田村	公平君	陣内	孝雄君	沓掛	哲男君	
伊達	忠一君	鈴木	政二君	倉田	寛之君	
竹山	裕君	閑口	昌一君	佐藤	鴻池	
谷川	秀善君	田浦	直君	山東	昭子君	
中島	中原	田村	公平君	佐藤	泰三君	
中島	中島	伊達	忠一君	田中	祥肇君	
中川	中川	竹山	裕君	世耕	弘成君	
常田	常田	谷川	秀善君	閑谷	勝嗣君	
雅治君	雅治君	鶴保	段本	田中	直紀君	
真人君	真人君	博彦君	幸男君	田村耕太郎君	武見	
爽君	爽君	庸介君	敬三君	伊達	敬三君	
二之湯	智君	中島	啟雄君	竹中	平蔵君	
西銘順志郎君		中島	啓雄君	中島	中島	
野上浩太郎君		中曾根弘文君		中曾根弘文君		
西島						
英利君						

野村	哲郎君	南野知恵子君
長谷川憲正君	福島啓史郎君	藤井 基之君
藤野 公孝君	真鍋 賢二君	芳正君 保坂 三藏君
松田 岩夫君	三浦 一水君	松村 祥史君
松村 龍二君	溝手 顯正君	松山 政司君
矢野 哲朗君	山崎 力君	水落 敏栄君
山崎 山下	吉田 英利君	森元 恒雄君
山本 一太君	若林 正俊君	山内 俊夫君
吉田 博美君	澤 雄二君	山谷えり子君
山下 荒木 清寛君	風間 親君	吉村剛太郎君
山本 浮島とも子君	谷合 正明君	山本 順三君
西田 寶良君	福本 潤一君	草川 昭三君
山本 実仁君	浜四津敏子君	魚住裕一郎君
渡辺 香苗君	山口那津男君	高野 博師君
渡辺 孝男君	福本 潤一君	加藤 修一君
足立 信也君	伊藤 基隆君	浜田 昌良君
朝日 俊弘君	池口 修次君	山下 栄一君
家西 悟君	鰐淵 洋子君	松 弘友 和夫君
大塚 直史君	昭君	山本 保君 あきら君
反対者氏名	九五名	

岩本	小川	敏夫君	司君
柳田	築瀬	峰崎	大石 正光君
穂君	進君	直樹君	木俣 敏幸君
大久保	木俣	大久保	勉君
工藤堅太郎君	佳丈君	加藤	正光君
小林	正夫君	木俣	敏幸君
輿石	東君	佐藤	佳丈君
齊藤	道夫君	齊藤	大石 正光君
芝	勤君	芝	木俣 敏幸君
主濱	了君	主濱	大久保 勉君
鈴木	寛君	鈴木	工藤堅太郎君
田村	秀昭君	田村	小林
高橋	千秋君	高橋	正夫君
辻	羽田雄一郎君	那谷屋正義君	輿石
直嶋	正行君	那谷屋正義君	齊藤
平野	達男君	林 久美子君	芝
福山	哲郎君	広中和歌子君	主濱
藤本	祐司君	前川 清成君	鈴木
柳井	孝治君	松井 より子君	田村

江田	尾立	五月君	源幸君
岡崎トミ子君	大江 康弘君	喜納 昌吉君	神本美恵子君
柳澤 光美君	水岡 徹君	藤原 正司君	前田 武志君
森 ゆうこ君	松岡 俊一君	平田 健二君	高嶋 良充君
山下八洲夫君	廣田 一君	内藤 正光君	谷 博之君
	西岡 武夫君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
		島田智哉子君	佐藤 雄平君
		樺葉賀津也君	櫻井 充君
		田名部匡省君	佐藤 泰介君
			小林 元君
			郡司 彰君

官 報 (号 外)

山根 隆治君
蓮 若林 舟君
井上 哲士君
紙 智子君
小林 美恵子君
仁比 聰平君
大田 昌秀君
黒岩 福島みづほ君
又市 征治君
角田 義一君

山本 孝史君
和田ひろ子君
渡辺 秀央君
市田 忠義君
小池 晃君
吉川 春子君
大門実紀史君
近藤 正道君
渕上 貞雄君
鈴木 幸悦君
糸数 慶子君

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十七年七月二十二日 参議院会議録第三十二号(その一)

的に解決し、両国関係を発展させることが、我が国外交の大きな課題となつてゐる。

調査会においては、現代中国情勢、中国外交、日中外交の現状と課題等について、様々な観点から議論が展開された。

(一) 中国内政の現状

(中国政治の現状)

中国政治で基本的な特徴は、中国共产党が権力をほぼ排他的に独占している状況が五十年続いており、重要事項は最終的には国会に当たる全国人民代表大会で決まるが、実質的には中国共产党がほぼ決定を握っていることであるとの見解、胡錦濤政権はそれほど磐石ではなく、まだ党内には様々な勢力があり、同時に中国の政治そのものが極めて多元化しているとの見解が示された。

近年、共産党の統治能力が落ちてきているとの見解、国内では失業問題が深刻化しているほか、政府関係者あるいは党関係者の汚職や腐敗が多発しているとの見解が示された。

官報(号外)

年近く維持していくためには、基本的にエネルギーでどのような道が開けるかに懸かっており、エネルギー問題がボトルネックになる可能性がある。③中国自身が十九世紀の世界、二十世紀の世界及び二十一世紀の世界という三つの世界を持つており、中国が非常に不適切なほど大きいことを超えて大きく、これがいつ爆発するかだれも予測できない状況である。

また、中国の高度成長は政治の安定とも関連しており、成長の速度を落とすと政治不安になるので、中国政府は経済成長を優先させるのではないとの見解、格差などの問題も大きく予測を超えるとの見解が示された。

さらに、中国は一国二制度を取っているが、それによって所得格差が拡大し、いずれは行き詰まることの見解、中国政府は人口移動を厳しく抑制しているため、都市に不満が集中するという状況ではないものの、農村で状況が深刻化し、不満が蓄積しているとの見方、経済成長に伴い貧富の格差が生じる中で、国内の多くの民族の不満が中国政治に影響を与えるおそれがあるとの見方が示された。

(中国社会の現状)

中国では市場化が進む一方で、社会主義の倫理体系に代わる新しい市場の倫理ができておらず、公害といつた問題について、中国が共産党一党政権であることからマネジメントしやすく、非常に危機的と言える状況にはないのではないかとの見方が示される一方、資源エネルギー問題や環境問題に加えて、賃金格差や社会格差の問題が今後大きくなれば、現在の共産党一党政権の崩壊につながることもあるのではないかとの見方、中国共产党も一党政権から複数政党制になることを考へているのではないかとの見方、胡錦濤政権が公正な分配を実現できる制度を構築していくかどうかが中国の内政問題の大きなポイントであるとの見方が示された。

また、中国の对外開放政策あるいは改革政策が残している課題について、次の見解が示された。
①農村、農民、農業の問題といふいわゆる三農問題が長期的に見て中国経済のネックになるであろう。②中国が七、八%の経済成長をこれから二十

また、中国社会の今後について、中国当局は、宗教的な教えを求める民衆の広がりを極めて悩ましい問題であると述べているが、他方でこのことは中国の市民社会において極めて重要な局面を有するとの見解、市民の力は、中国の体制を構成する非常に重要な要素であり、中国政府がそれをどのように動かすかが極めて重要であるとの見解が示された。

(二) 中国内政の課題

(格差問題)

中国では近年富裕層が非常に増えており、格差が問題になっているが、特に大きな問題は都市・農村間格差で、収入の統計で見ると三・二対一であるが、実際にはおよそ五倍から六倍の格差があるが、都市の富裕層と農村の貧しい層を比べた場合、何十倍もの開きがあるとの見解、沿海地方とり、都市の富裕層と農村の貧しい層を比べた場合、何十倍もの開きがあるとの見解、沿海地方とり、都市と農村、あるいは同じ都市の中でも所得の格差が徐々に開いているとの見解が示された。

また、沿岸部と内陸及び都市と農村の格差、一国二制度、公害といった問題について、中国が共産党一党政権であることからマネジメントしやすく、非常に危機的と言える状況にはないのではないかとの見方が示される一方、資源エネルギー問題や環境問題に加えて、賃金格差や社会格差の問題が今後大きくなれば、現在の共産党一党政権の崩壊につながることもあるのではないかとの見方、中国共产党も一党政権から複数政党制になることを考へているのではないかとの見方、胡錦濤政権が公正な分配を実現できる制度を構築していくかどうかが中国の内政問題の大きなポイントであるとの見方が示された。

(環境問題)

中国の環境問題が経済成長を阻害することが起きれば、環境問題は大きな課題になり得るとの見解、深刻なのは水不足の問題であり、北京では三

分の二の水を地下からくみ上げたことが五年前にあり、陥没事故も起き始めているとの見解が示された。

また、北京で水不足が続いていることから、今後中国が発展できるかどうかは、水利用に関する計画の有無に懸かっており、これが限界、中国政局はNGOの活動や市民的な活動を無視できないのではないかとの見解が示された。

(三) 環境問題

中国ではCO₂排出量は増大しており、省エネルギー政策に加えて、京都議定書におけるクリーン開発メカニズム(CDM)の効果的使用やポスト京都議定書、すなはち二〇一二年以降にどのようないくつかが重要であるとの意見、京都議定書の枠組みを構築していくのが重要であるとの意見、中国は発展途上国ではあるが、CO₂排出量削減の義務を負わなければならないし、国際協調のための開拓があるとの見解、沿海地方とり、都市と農村、あるいは同じ都市の中でも所得の格差が徐々に開いているとの見解が示された。

また、沿岸部と内陸及び都市と農村の格差、一国二制度、公害といつた問題について、中国が共産党一党政権であることからマネジメントしやすく、非常に危機的と言える状況にはないのではないかとの見方が示される一方、資源エネルギー問題や環境問題に加えて、賃金格差や社会格差の問題が今後大きくなれば、現在の共産党一党政権の崩壊につながることもあるのではないかとの見方、中国共产党も一党政権から複数政党制になることを考へているのではないかとの見方、胡錦濤政権が公正な分配を実現できる制度を構築していくかどうかが中国の内政問題の大きなポイントであるとの見方が示された。

(人口問題)

中国にとり基本的な懸念材料が人口であり、現在、毎年一千万人ずつ人口が増えると予測され、このことが社会に重くのし掛かっているとの見解、他方、中国は一九八〇年から一人子政策を実施し、九〇年代後半からは徐々に緩和したが、

その結果、人口の少子高齢化という大問題が迫つており、年金の資金が足りないという問題があるとの見解が示された。これに関して、中国において少子高齢化が今後二十五年以上進めば、かなり経済成長に影響が出るのではないかとの見解が示された。

(三) 中国の外交と日中外交の現状

(中国外交の現状)

元々、中国は国境を接するネイバーとグローバルという関係しかも、リージョナルという関係がほとんどなかつたが、二十世紀末から中国はアジアという地域で物事を考えていくようになつてきただとの見解、中国政権にとり外交よりも内政の方が圧倒的に重要であるが、国際関係がうまくいかない内政も安定しないので、中国は国際社会との協調を取らざるを得ないと見解、中国は日本が米国一辺倒でアジアの一か国ではないと考えていることから、日本と交渉するよりも米国と先に話し合えば、日本がそれについているとの見解、二十一世紀においては日本が非常に苦しむ状況に陥っていることは対照的に、中国は発言力を増してきていたとの見解、今後中国が世界の枠組みに着実に入していくかどうかがかかるとの見解が示された。

また、中国の安全保障観について、中国は、軍事同盟条約に依拠した体制によって国の安全保障を全面的に維持することはできず、信頼醸成や多国間安保のメカニズムに依拠しなければならないという新しい安全保障観を持つており、ASEANやARFに接近するのもこの安全保障観によるとの見解が示された。

加えて、中国は日米同盟が「瓶のふた」として日本を抑止する機能を持つ限り、これを肯定しているとの見方、中国は日米防衛協力の進展を警戒するものの、米中関係が良好であれば問題にしていないとの見方、中国は非常にはつきりした軍事力強化の政策を取つており、今の調子で軍事力の拡充・強化が行われると、日米防衛協力とぶつかる面があるとの見方が示された。

(日中関係の現状認識)

日本中経済関係について、昨年はEU、米国に次ぎ第三位の貿易相手国になつたものの、これまで日本は必ずしも中国の第一位の貿易相手国であり、日中間の貿易は数十%の伸び率を示していることから、日中間の経済関係が熱いことは事実であるとの見解、近年日中の経済関係が深まつてきているが、個々に見ると、中国において日本企業や日本製品の存在感は急速に下がつておらず、欧米に後れを取つてゐるとの見方が示された。

日本における今の中国像について、中国が經濟的にも軍事的にも台頭し、日本を凌駕しているとの見解、二十一世紀においては日本が非常に苦しむ状況に陥っていることは対照的に、中国は発言力を増してきていたとの見解、今後中国が世界の枠組みに着実に入していくかどうかがかかるとの見解が示された。

また、中国の活発な外交により経済進出が激しくなるにつれて様々な摩擦が生じるが、領土領海問題、資源開発問題、大陸棚をめぐる諸問題は、多国間レジームで処理する以外にないとの見解が示された。

さらに、中国の安全保障観について、中国は、軍事同盟条約に依拠した体制によって国の安全保障を全面的に維持することはできず、信頼醸成や多国間安保のメカニズムに依拠しなければならないという新しい安全保障観を持つており、ASEANやARFに接近するのもこの安全保障観によるとの見解が示された。

中国は日米同盟が「瓶のふた」として日本を抑止する機能を持つ限り、これを肯定しているとの見方、中国は日米防衛協力の進展を警戒するものの、米中関係が良好であれば問題にしていないとの見方、中国は非常にはつきりした軍事力強化の政策を取つており、今の調子で軍事力の拡充・強化が行われると、日米防衛協力とぶつかる面があるとの見方が示された。

本を抑止する機能を持つ限り、これを肯定しているとの見方、中国は日米防衛協力の進展を警戒するものの、米中関係が良好であれば問題にしていないとの見方、中国は非常にはつきりした軍事力強化の政策を取つており、今の調子で軍事力の拡充・強化が行われると、日米防衛協力とぶつかる面があるとの見方が示された。

し出しているわけではないとの見解が示された。

(日中関係悪化の要因)

日中関係について、経済の側面や文化的な側面の交流があるが、今は非常にぎくしゃくしたものになつてきており、当分改善しないのではないかとの見方、中国は非常に悪くなつてきているとの見解、日中関係の行方に於いては楽観視できないので、平和共存のために何をすればよいのかという問題がますます悪くなつてきているとの見解、日中関係の行方に於いては樂観視できないので、平和共存のために何をすればよいのかといふ問題がますます悪くなつてきているとの見解がますあるとの見解、中国政治が多元化しているため、胡錦濤政権が安易に発言できないという現実があり、同政権が日本と良好な関係を持ちたいと思つても、それを強調し過ぎるとかえつて国内において問題を起こすという状況があるとの見解が示された。これに対し、両国関係は今は悪いと言われているが、毎年の内閣府の世論調査を見る限り、日本人の対中感情が悪化している事実ではなく、日中関係が悪化の一途をたどつてゐるわけではないとの見解、中国では日本の科学技術に対する評価は高いので、反日感情を持つ者の中にも複雑な心理構造があるとの見解、中国は一貫して中国の政治はよく分からず不透明であることや中国人の犯罪が増加しているという恐怖感など様々なイメージが重なつてゐるが、これは日中間の接触が増大し、相互依存が拡大していることが背景にあるとの見解、内閣府の外交に関する世論調査を見ると、基本的には約五割の人が中国に親しみを持ち、かつ五割の人が対中関係を良好と認識しているが、この数字は極めて健全なものではないかとの見解が示された。

中国人の日本観について、中国における対日イメージに関する調査は九〇年代に入つて散発的にあるだけであるが、中国が社会的に多元文化、インターネットを通じて中国人の日本に対する理解感情が表れるようになったが、日本に対する理解は非常に浅いとの見解、中国国内では反日感情が高まっている部分もあれば、逆に親日感情が広まっている部分もあり、中国当局が見ているインターネットの情報が正しく中国人の対日感情を映し出しているのではないかとの見解が示された。

また、日中関係を語る場合に見落としがちなのは、中国が日本と異なり共産主義国家であるということであるとの見解、日本と中国との関係は同じ種同文で余りにも親しいためにどこか取り違えているところがあり、お互いに外国人という意識が不足しているのではないかとの見解、日本はこれまで中国から様々なことを学び、中国に親近感を感じているが、近年両国関係は難しくなつていてるとの見解、日中間には様々な問題があるが、現在の見解、中国の日本批判は非常に穏やかで、二十数年前に比べればそれほど大きな摩擦はなく、それだけ日本間の交流が深まり、良い形になつてきているのではないかとの見解が示された。

(中国の反日運動)

本年四月に北京や上海などで起きた反日運動について、その発信源はどうであれ、中国政府がこれを歓迎又は容認するような態度を取り続けたことを見過ごすわけにはいかないとの意見、中国には情報の流通源が政府統制下の言論機関とインターネットしかないことが、反日運動を大きくし

官 報 (号外)

た原因であるとの意見、反日運動の根底には、日本との間で国交を正常化した共産党の政策決定に対する不信感や批判が中国国民の間にあるとの意見、反日デモの底流には、中国の高度成長の大きなひずみがあり、中国国民の貧富の差に対する怒りのはけ口がこうした形で表れたのではないかとの意見、反日運動は決して中国人の持つ愛国心から起きたものではなく、中国の現政権が、国内で政権に対して不満に思っている人たちの目を外に向けさせるために、それを利用しているのではないかとの意見が述べられた。

また、反日デモに対する日本の対応について、日本は中国に謝罪と補償を明確に要求すべきであり、今後の日中友好関係のためにもしつかりと日本側の主張を伝えるべきとの意見が述べられた。一方、日本が安全確保での中国側の責任を指摘することは当然であるが、今回の事態の背景に、日本において歴史教科書問題など侵略戦争を肯定、美化する動きがあつたことを直視する必要があるとの意見が述べられた。

(四) 日中外交の課題と今後の在り方

(1) 歴史問題

(歴史問題の現状)

歴史問題について、日本側からすれば、一九五五年に村山総理が国会で反省し謝罪することで、一応、戦後五十年で済んだことになっており、法律的には七二年の賠償請求放棄によって終わっていることが基本的な考え方で日本国民の多くや中国政府も一応そう考へてはいるものの、中国国民の方はそうではなく、このそれが今後非常に深刻になる可能性があるとの見解、靖国問題をめぐつて中国内部でも議論があり、そのため外交部が苦しい状況に置かれ、インターネットでたかれるという現実があるとの見解が示された。

歴史問題に対する中国市民の反応は、日本で考えられているよりもはるかに敏感であることを念頭に置く必要があるとの意見、さきの日中戦争は、言葉や条約だけで處理できるようなものでは

ならないものであり、四代にわたってそれを背負うものであるとの意見が述べられた。

首相の靖国神社参拝問題について、戦没者追悼という我が国の内政問題であり、外国からとやかく言われる筋合いのものではないとの意見、靖国問題は中国政府とりで外交カードにすぎず、この問題で日本が譲歩すれば、次の問題を持ち出すのではないかという不安があるとの意見が述べられた。これに対し、内政問題と外交問題は非常に絡み合つて、中国などかつて歴史的にかかわった国から日本に対し異議が申し立てられた場合ではないかという意見が述べられた。

日本は、これを内政問題であると突っぱねることはできないのではないかとの意見、八〇年代は日本から日本が靖国参拝をやめて分祀すべきであるのであつたが、最近はこれを批判するメディアが減つておらず、このことを見て中国人が日本の軍国主義化を懸念していることから、靖国問題の解決には時間が掛かるとの意見が述べられた。

また、中国が抗日教育をしているために、歴史認識、特に靖国問題等で日本に物を言わないと中國国民党が納得しないのではないかという同中国政府の配慮があるとの見解が示された。

さらに、中国側の見方について、中国は戦争責任をA級戦犯のみに限定することにより、日本国民全体に免罪符を与えたが、もし首相の靖国神社参拝によってだれも戦争責任を負わないのであれば、日本全体が全戦争責任を負うしかないと見てしまうことになるとの意見が述べられた。

(歴史問題解決のための取組)

両国関係の政治的な障害が首相の靖国神社参拝であり、この問題が解決できれば、日中外交も前進するとの見解、日中間の歴史問題は両国関係発展の大きな障害となつており、この問題が国内政治問題化しているために、解決の可能性はますます難しくなっているが、これによつて日中関係が悪化することは中国側にも経済その他の面でデメリットがあるとの意見が述べられた。

(2) 対中ODA

日本の対中ODAについて、中国では分配がうまくいっていないため、今後、日本は対中ODAを漸減つつもそれを維持すべきであり、対外交として、各国の中で最後に対中ODAを停止することを宣言してはどうかとの意見、日本が中国の経済相互依存や国民外交を考えることによつて解消できるのではないかとの見解が示された。

また、靖国問題解決のためには、中国が問題にしているA級戦犯祀をやめて分祀すべきであるとの見解、日本国民すべてが首相の靖国神社参拝や歴史教科書を肯定してはおらず、国民の多數は減つておらず、このことを見て中国人が日本の軍国連帯が求められているとの見解が示された。

さらに、中国の若者に経済大国となつた日本の現状を見せるべきであるとの意見、日本の子供たちに戦争の歴史を教えるべきであり、また中国の子供たちにも戦後の日本のことを教えるべきであるとの意見、日中韓相互の友好を深めるために、子供たちにも戦後の日本のことを教えるべきであるとの意見、日本と中韓両国との歴史認識の違いの克服との歴史認識の共同研究を進める必要があるとの意見、日本と中韓両国との歴史認識の違いの克服のため、歴史教科書の交換、歴史学者や歴史教員による議論及び青少年交流プログラムの作成といたた、戦後ドイツとフランスが取つた政策に学ぶべきであるとの意見、日中間で共通の歴史教科書を作ることはほとんど不可能であり、むしろ戦後のアジアの国際関係や朝鮮戦争について共同で考え、議論すべきではないかとの意見、歴史問題克服のためには、例えばアジア大学といった非政府組織を作り、そこを拠点に国際交流や教育を行うといつたことをしなければならないとの意見が述べられた。

加えて、歴史問題解決のため、国際司法裁判所のような国際機関を利用はどうかとの意見が述べられる一方、日中間の歴史問題は、第三者の手にゆだねるのではなく、日中間できちんと決着すべきものであるとの意見が述べられた。

(3) 今後の日中外交の在り方

(対中外交の基本姿勢)

日本の対中外交の基本姿勢として、日本が今のようないい大国である中国の姿を見るのは初めてであ

り、二十一世紀の今は日中が対等であるということが再認識することが重要であるとの見解、日中両国はそれぞれの生活思想が異なるので、日本は、中国の考え方や思想を慎重に考える必要があるとの見解が示された。

また、日中の競争的な関係は必ずしも悪いことではなく、問題はいかに建設的に競争するかであり、お互いがより良いアイデアを出し合つたり、より世界に貢献する度合いを高め合うことを積極的に進めるべきであり、互いに節度と理性を持つ上で様々な分野において積極的に競争していくべきであるとの見解、近年、日中の相互補完関係がますます強まっていることにかんがみ、日中間で共通利益の拡大を認識することが重要であるとの見解が示された。

元来、近い国々との関係は非常に難しく、日本は、中国あるいは韓国とある程度の緊張を前提とした戦略的な外交を開拓していく必要があるとの意見、今後の日中関係に関し、日本の外交にとって高度で、かつかなり専門的なコミュニケーション技術を取り入れた対外交戦略を樹立する必要があるとの意見、日本は中国に対し、人権問題、軍事力増強への牽制を絶えずし続ける必要があるとの意見が述べられた。

(日中相互理解促進の方途)

日中相互理解の促進に関して、両国が困難な状況を乗り越えて、相互理解を着実に進めていくことが重要であるとの意見、日中両国は必ずしも文化を共有しておらず、これから国民レベルで交流していく上においても、双方の気質にはギャップがあることを考えるべきではないかとの意見、日中

でも、政治的に影響力のある人物が委員に選ばれない限り、日中間の問題解決に寄与しないのではないかとの意見、日中間で議員交流を含め、様々な交流のパイプや人的ネットワークを作る必要があるとの意見、中国から日本に招待する場合、親日家よりもむしろ日本批判をしている人を招いて、日本人と意見交換を行う必要があるとの意見、中国はあらゆる面で大きいことから、日本が理解することは簡単ではないので、中国研究のための基盤を作っていく必要があるとの意見が述べられた。

また、日中関係におけるメディアの果たす役割の重要性にかんがみ、メディアが自発的に報道の誤りを正すようオンブズマン制度を作るべきであるとの意見、両国民間の相互理解と相互尊重を促進するため、インターネットなどでそれぞれの国についての生の情報を増やすべきであるとの意見、中国では今の日本の姿が知られておらず、より一層日本のことが理解されるよう、広報を推進する必要があるとの意見、日中間で理解を促進し、関係を構築するためには、サブカルチャーを中心とすることも必要であるとの意見が述べられた。

さらに、日中関係改善のためには、ASEAN諸国がどのように今日の友好関係を築いたかを日中両国が学ぶ必要があるとの意見、日中間には後解、対外交においては、中国の官僚だけを見るのではなく、中国の国民に向けて積極的に働き掛けなければ、日中関係は政冷絆熱どころか、政冷絆冷になる可能性もあるとの見解が示された。

2 東アジアにおける不安定要因の除去

東アジアは、一九九七年のアジア通貨危機から脱却し、近年では順調な経済発展を遂げている。現在では、ASEANプラス3の枠組みを基礎とした地域協力が進展している。

しかしながら、東アジアには、地域の不安定要因が依然として存在している。とりわけ、北朝鮮の核兵器や弾道ミサイルの開発・拡散は、重要な

つ喫緊の課題となつていて、北朝鮮は、二〇〇三年以降、核抑止力を確保する決意を表明し、本年九月の同時多発テロ以後、特に米国は国際テロ

(一) 北朝鮮を取り巻く諸問題
(北朝鮮問題のグローバル化)

北朝鮮問題で最近の最も大きな変化はグローバル化であるが、その理由は、第一に、北朝鮮が生き残りのために核兵器やミサイルといった大量破壊兵器の開発に着手したこと、第二に、二〇〇一年九月の同時多発テロ以後、特に米国は国際テロとの戦いに戦略の中心を置くようになつたことであ

り、このような視点から見ると、ならず者国家が大量破壊兵器を開発し、イランもイラクも北朝鮮も同じであるということになり、中東の問題と北朝鮮の問題とが区別が付かなくなってきたとの見方が示された。

また、北朝鮮の問題がグローバル化されたことは事実であるが、例えば①朝鮮半島に石油は存在しない、②多大な米兵の犠牲が予想される、③全面的な戦争になればミサイルが日本に向かって飛来するなどの問題があるため、地政的に見た場合に中東と朝鮮半島とは相当に違つた条件の下に置かれているとの見方が示された。

(北朝鮮の核開発問題と六か国協議)

北朝鮮の核問題をめぐつて朝鮮半島に緊張が続くななり、東アジアの安定と和平はもたらされることがなく、日韓にとって厄介な隣国である北朝鮮といふに付き合い、どのようにこの国をソフトランディングさせていくかは、東アジアの平和と繁榮をもたらすために避けて通れないテーマであるとの見方、北朝鮮が生き残るために核兵器を開発しているのであるとすれば、北朝鮮の核開発を止めさせることは非常に難しく、生き残りを保障するような手段がない限り、彼らは納得しないであろうとの見方が示された。

また、六か国協議について、米国は、イラクで戦端が開かれている間は二正面で作戦ができないため、米国国内で強硬派と穏健派の妥協が成立した結果であるとの見方、北朝鮮は、四年たてばブッシュ政権から民主党政権に変わることを想定し、六か国協議を引き延ばしていくとするので

はないかとの見方、六か国協議において米国は中國に大きな期待を掛けているように思えるが、中國がどこまでこたえられるかに関しては疑問を持つてゐるとの見方が示された。

北朝鮮を除く五か国で会談を開催することについては、北朝鮮への対応を具体的に決めること以上に、中国や韓国に対する協力要請や北朝鮮に対する圧力など、五か国の関係を調整するという意味で非常に重要であるとの意見が述べられた。

六か国協議をこの地域の安全保障メカニズムにするという考え方について、そのような考え方があることは事実であり、六か国協議には中国も日本も韓国も入っているため、この地域の安全保障を追求する一つのメカニズムとして成長することになれば、非常に歓迎すべきことであるとの意見、六か国協議が北東アジアにおける緩やかな安全保障メカニズムになっていくことを期待しているとの意見が述べられた。

(北朝鮮問題に対する中国のスタンス)

中国は北朝鮮に対し、基本的には中国的な開放路線に転換し、対外的には協調路線を取ることを望んでいると考へられ、また、朝鮮半島で有事が起つた場合、中国も経済的に大きな打撃を受けることも想定しているのではないかと考えられることから、中国が北朝鮮にどのように働き掛けるかがかぎであるとの指摘がなされた。

中国にとって難しいのは、北朝鮮を崩壊させず、しかし圧力を掛けながらその政策を変えていきたいと考へていることであるとの意見、米国から譲歩を引き出し、あるいは米国を引き寄せる一つのこととして朝鮮半島問題を使おうという考へは当然中国にあるとの意見が述べられた。

中国は朝鮮半島の非核化を追求しているが、時間の流れは我々よりずっと緩やかであり、何年掛かってもとにかく和平的に解決する方が優先と考え、エネルギー支援や食糧援助を停止するといった劇薬はなかなか使わず、周囲の環境を整え、漢方薬のように徐々に相手を変えていくやり方でこ

れまで対応してきたとの見方、中国にとつては、北朝鮮の政治体制が不安定化し、中国に大量の難民がなだれ込んだり、あるいは北朝鮮が韓国に吸収合併されるといった状況を防止することの方が、北朝鮮の核兵器保有を防止することよりも優先順位が高いとの見方が示された。

北朝鮮の体制崩壊は中国にとってはかなり厄介な問題であり、中国が北朝鮮という社会主義国が存続し、開放された国になることを望んでいるのであれば、我々が北朝鮮に対する中国の圧力を期待することはかなり無理であるかもしれないとの意見が述べられた。

(二) 今後の我が国の対北朝鮮政策

(対北朝鮮政策に関する認識)

北朝鮮は、日本にとり非常に厄介な存在になつてゐることは事実であり、対話と圧力をもつて政府としても様々な努力をしているが、北朝鮮の側から見たとき、日本は大変に扱いやすい国になつてゐるのではないかとの指摘、対話と圧力とは

言つても、対話の場で十分な妥協を引き出すだけのあめを日本が持つてゐるわけでもなく、また、圧力といつても米国のような強い圧力が掛けられるわけでもなく、結局、日本としては米国の力に頼らざるを得ないと指摘がなされる一方、日本は北朝鮮にあめだけ与えてむちは振つていないと

の議論があるが、どうではなく、我々は、冷戦

中も冷戦後も、関係を正常化しないという大きな

むちを振るつてきたとの意見が述べられた。

また、北朝鮮からすると、くみしやすい日本で

期は過ぎているが、今後五年、十年という長い

タームで見た場合、北朝鮮の現在の体制は崩壊の

過程に入つてゐるのではないかとの見方が示され

た。

の役割を果たした、②戦後は韓国との関係を正常化し、経済協力を行つてきました、③そのためには韓国は経済的に発展し、自分たちは劣勢に立たされてしまつたということから、日本を宿敵として見ておらず、米国が北朝鮮の核兵器保有を防止することよりも優先順位が高いとの見方が示された。

(対北朝鮮政策の在り方)

我が国は対北朝鮮政策について、中国や韓国との協力をいかにかち取るかが外交的に重要なポイントではないかとの意見、日本との関係正常化は北朝鮮にとり生き残りのための大変重要なカードであると考えられるとの意見、二〇〇二年九月の日朝平壤宣言は東北アジアの平和と安定に寄与する協定として忘れるべきではなく、現在、日朝間に必要なのはこの平壤宣言を死文化させない努力であるとの意見が述べられた。

また、北朝鮮の改革・開放措置をできるだけ促進し、長い目でコントロールすることが重要であ

り、平和的かつ段階的に体制を変えていくことが必要であるとの意見、韓国単独で北朝鮮の改革・

開放を進めていくのは限界があるため、日本が拉致問題を克服しながら、北朝鮮を改革・開放し

て、西側世界の仲間入りをさせるような努力も必

要であるとの意見、台湾は中国と政治対立を超えて活発な経済交流を行い、韓国も北朝鮮と政治対

立やイデオロギーを超えて活発な経済交流をして

おり、例えば日朝間でも政治の問題を切り離し、

北朝鮮の経済の問題を議論すべきであるとの意見が述べられた。

これに対し、北朝鮮の経済について、最悪の時

期は過ぎているが、今後五年、十年という長い

タームで見た場合、北朝鮮の現在の体制は崩壊の

過程に入つてゐるのではないかとの見方が示され

た。

(三) 北朝鮮への経済制裁

経済制裁が一〇〇%の目的を達成できないにし

ても、

國としての威信を示す必要もあるとの意

見、日本では政府が対話を、議会や党がもう一方

のカードである圧力を主張することは、ある意味

では対話と圧力のバランスという割合を担つ

ているとの意見、日本が米国に比べて穏健な制裁手段を北朝鮮に迫ることは決して強硬策ではない

べられた。

これに対して、経済制裁の対象である北朝鮮が

日本をどのように見ているかは十分に認識しておかなければならぬとの意見、核問題に関する北朝鮮が六か国協議に参加しない、あるいは参加しても問題が一向に解決されないのであれば、やはり制裁は必要であるが、いわゆる拉致問題に関して経済制裁をすべきであるという議論は技術的にかなり難しい部分があり、積極的には賛成していないとの意見、周辺国が六か国協議を始めようとして取り組んでいるときに日本が制裁を始めてよいものか、最も重要な中国や韓国との関係も、結局そこで破綻した場合肝心なときにどうするかといったことが考えられるため、経済制裁というカードは重要な局面で使うべきであるとの意見、日本と北朝鮮が一対一で向かい合うことが我々にとって賢明なのかどうかという問題もあり、単独で今直ちに制裁を行うことに関しては消極的であるとの意見が述べられた。

また、圧力よりも対話、経済制裁よりも援助こそが金正日政権を最終的に動かすカードになるとの意見、経済制裁のボーナスは日本国民の怒りを北朝鮮に伝達するには有効なカードかもしれないが、核や拉致の問題を解決に向かわせるとは到底思えないため、六か国協議に北朝鮮を参加させ、核凍結・廃棄に向けた粘り強い交渉をしながら拉致問題を解決していくという忍耐強い姿勢が日本の政治に求められているとの意見、日本はこれまで対話と圧力という二つの両輪で来たが、対話が止まつて圧力だけになるとが非常に怖いとの意見が述べられた。

(四) 中台関係

台湾海峡の状況については、台湾において中国が武力行使することになれば、現在既に十分な軍事力を備えているため、それによるこの地域の不安定化は当然懸念されるとの見方、中国の軍事力の増強とともに台灣に対する軍事的压力が強まる一方、経済交流が盛んになり、冷戦期には存在しなかつた経済的・社会的なつながりによつて相

互利益が発生するという非常に複雑な状況が生じ、これまで存在してきた台湾海峡レジームの前提が揺らいでいるため、注意すべき状況になつてきているとの見方が示された。

米国の台湾問題に対する基本的な姿勢には、中国の武力行使と台湾の挑発的な行動を同時に抑えるという戦略的あいまい性があるとの指摘、米国は基本的に中国に対して警戒心を捨てていないが、台湾側に完全に寄つてゐるわけではなく、台湾関係法で基本的に台湾の防衛にコミットしつつも、台湾が独立に向けて突つ走ることは米国の対中政策を邪魔する要因であるとして、台湾に対するいら立ちがしばしば米国の指導者から表明されているとの指摘がなされた。

本年二月の日米安全保障協議委員会(2プラス2)の共同声明において、「台湾海峡をめぐる問題」の対話を通じた平和的解決を促す」として触れられたが、少し唐突ではないかという気がしておられたり、現在の日中関係の置かれている状況を考えると、果たして本当に台湾海峡についての日米共同コミュニケメントを宣言する必要があつたのかどうか、疑問に感じているとの意見が述べられた。これに対し、最近の中国は、台湾を無理に力で抑えようとする逆効果であるため、米国と日本を使つて独立させないようにするという手法を取つてゐるが、絶対に力をもつて現状を変えないといふことをアジア太平洋のドクトリンにすべきとの観点からすると、日米が平和的解決をうたつた2プラス2は正しいとの意見、台湾に対するはあいまい戦略はもう効かなくなつてきていて、今回の2プラス2を評価しているとの意見が述べられた。

(二) 東アジア共同体の性格

(東アジア共同体へのアプローチ)

また、台湾問題の解決について、中台双方がナショナリズムを言い立てるという状況では解決はあり得ず、中國大陸と台湾がそれぞれ共存共栄できる政治的枠組みを求めることがあり得ないとの意見、台湾では、中国の存在感、すなわち外交的・軍事的な圧力と経済的・社会的な吸引力を前に

にして、自らの経済発展と民主化による自信と、中国からの圧力に対する孤立感、焦燥感とが混在しているため、隣国あるいは周囲の国家として過度の孤立感を抱かせないような対応が必要であるとの意見、日本としては、現在、台湾海峡の平和を維持している現状維持レジームを積極的に壊していく理由がないため、日米安保を通じて米国の現状維持政策を助けていくという基本的なスタンスを変化させる必要はないとの意見が述べられた。

さらに、マハティール前マレーシア首相による東アジア経済協議体(EAEC)の提唱の際には、日本は明確な姿勢を取れなかつたが、今回は、東アジア共同体を日本も一緒になつて、あるいはある意味で先頭に立つて育て上げてアジアの地域主義をしつかり固めていくべきであるとの意見が述べられた。

ささらに、マハティール前マレーシア首相による東アジア経済協議体(EAEC)の提唱の際には、日本は明確な姿勢を取れなかつたが、今回は、東アジア共同体を日本も一緒になつて、あるいはある意味で先頭に立つて育て上げてアジアの地域主義をしつかり固めていくべきであるとの意見が述べられた。

東アジアは今後約二十年間世界の成長センターとなり、この東アジアから様々な形で活力を得ることによって日本の繁栄と安定を維持することが可能となるとの観点から、東アジアでは経済共同体構築が今後五年間の最重要課題であるとの意見、東アジアにおける地域統合の基本的特徴は、マーケット主導型の地域統合であり、政府が先頭に立つて政府の共通の政策として地域統合を進めていることではなく、企業がミクロの決定として企業展開を行い、それが事実上の経済統合を進めているということであり、したがつて、現にマーケット主導で進んでいる地域統合をどのように推進していくか、そのためにマーケットフレンドリーな制度をどのように整備していくかが重要な課題であるとの意見、共同体の構築には経済、政治、安全保障という段階があるが、まずは経済共同体の構築を進めていくという点では、大体の共通認識があるのではないかとの意見が述べられた。

これに関連して、自動車産業、電気機械産業を始め、日本の産業は、中国、韓国と分業が進展し、経済的には一体化しており、今重要なことは、投資資金の回収、知的所有権の保護、通貨の安定の確保であり、東アジア共同体という形よりも、こうした分野の協力を進めることが重要であるとの意見が述べられた。

(政治共同体・安全保障共同体への拡大)

グローバリゼーションの流れの中で、日本が一国で経済、政治、安全保障面で長期的な戦略を進めていく時期は過ぎつつあり、周辺の地域とともに一つの大きな経済圏、安全保障圏を作っていくことは避けられないとの意見、東アジア共同体は、二十一世紀の日本とアジアの政治、経済、アジア全体の発展を考える上で不可欠であり、その際、日中の政治的、経済的、安全保障などを含めて、様々な問題を協議し政策調整していく場とすべきであるとの意見、グローバルな世界の平和の安定とその安定の一つの足場としてのアジア地域の平和の安定があるが、グローバルには日米同盟を基軸としながら、地域としては、東アジア共同体を形成しながら地域の安定を図っていくことが望ましいとの意見などが述べられた。

一方、EUにおいてはドイツとフランスとの間に共通の政治共同体指向が存在したが、欧洲と異なり東アジアでは政治共同体への意思が長く存在しておらず、現在も存在しているか疑問であり、当面この地域では経済共同体がふさわしいとの意見、東アジア共同体に安全保障まで含めると、米

国への対応、日米同盟との両立などの問題があるので、政治共同体ではなくまずは経済共同体としての連携にとどめるべきであるとの意見、日本と中国及び韓国との間の相互信頼をどのように作っていくかという問題について日本の国論の相当程度の合意がないと政治共同体は難しいので、取りあえず経済共同体が適切であるとの意見、経済共同体を超えた共同体となると、各国間の民主化の進展度合いがある程度同じレベルになつてくること、各国民の価値観の共有ができることが前提になるのではないかとの意見などが述べられた。

(東アジアの多様性と共同体)

EUにおける状況と比較すると、東アジアでは、思想的、文化的多様性が極めて高いとの意見、東アジアにおいては、宗教的にばらつきがあること、貧富の差が激しいこと、中国の国家目標が不明確であることから、東アジア共同体構想には非常に強い懸念があるとの意見、東アジア共同体を中国とともに作り上げていくにしても、最大のネックは中国が共産主義国家であることであるとの意見、ASEANの構想する地域連携構想は複数あり、中でもインド、オーストラリア、ニュージーランドとの関係が緊密化しているとの見解が示された。

これに対し、多様性が統合を阻むものではなく、共同体は一つのプロジェクトであり、これが合意されば、時間は掛かるが共同体は実現できるし、東アジアは二十年前に比較すれば、日本人と同様の生活水準、生活スタイルを持つた中産階級が増えており、これらを踏まえて今後プロジェクトとしてどういう交流を進めていくかが重要になるとの見解、差違よりも協力できる点、共通の

点を挙げていく姿勢が重要であり、例えば、対中問題、対米問題をしっかりと位置付けながら積極的に共同体の提案をしていくべきであるとの意見、日本と中国及び韓国との間の歴史認識の違いの問題についても、EUの中でドイツとフランスが融合した状況に学ぶべきであり、この問題も克服できるとの見解が示された。

なお、東アジアに共同体を作らないと日本国民の不戦の決意が明らかではなくなるのではないかとの意見もあるが、日本国民にとり不戦の決意は明確であるので、そのため早急に共同体を作る必要性はなく、長い時間を掛けて近隣諸国との問題点を一つ一つほぐしながら進めればよいとの見解が示された。

なお、東アジアに共同体を作らないと日本国民の不戦の決意が明らかではなくなるのではないかとの意見もあるが、日本国民にとり不戦の決意は明確であるので、そのため早急に共同体を作る必要性はなく、長い時間を掛けた近隣諸国との問題点を一つ一つほぐしながら進めればよいとの見解が示された。

さらに、東アジア・コミュニティを考える場合、欧州において冷戦構造の終息や環境保全に市民社会の力が大きく影響を及ぼしたことから、行動主体(アクター)を主権国家だけに限定しないことが重要であり、アクターには国家、NGO、市民、企業などを含めることができ、特に、市民主体のネットワークの連携をいかに強靭にしていくかが重要なとの意見が述べられた。

(中国)

ASEANプラス3を東アジア共同体のコアとして、オーストラリア、ニュージーランド、南アジア、西アジアへと枠を広げていくのが適切であるとの見解、ASEANの構想する地域連携構想は複数あり、中でもインド、オーストラリア、ニュージーランドとの関係が緊密化しているとの見解が示された。

台湾と北朝鮮を東アジア共同体に組み込むことを念頭に置いて作業を進めるべきであるとの見解、台湾が東アジア共同体の構成メンバーとなることは、台湾と日本だけでなく、中国にとどまることなく、現に東アジアにおいてマーケット主導で進行している地域統合を制度的に補うために、関税、人の移動、企業活動の円滑化などにかかるマーケットフレンドリーな諸制度を作り上げていくことが重要であり、日本はそのためにリーダーシップを取るべきであるとの見解、中国について最も重要なことは、中国が将来責任あるパートナーとしてどのように東アジア共同体に入ってくるかと

いうことであり、我々が作り上げる共同体の様々な規範、規則を中国も受け入れて、それを守るのポントであるとの見解が示された。

(ASEAN)

ASEANは、東アジア共同体の構築に当たつて、中国とASEANだけできた場合、ASEANにとって非常に怖い共同体となることを恐れ、日本が構成メンバーとなることを強く望んでいるとの見解。日本は、ASEANが加盟国間の相互不信を抱えながらも紛争を一定の範囲に抑えてきたというこれまでの外交努力の知恵を学び、中国、韓国など近隣諸国との関係改善を図ることが望ましいとの見解。ASEANは対中政策でも対日経済連携でも一枚岩ではなく、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポールの島嶼諸国は中国への警戒心が強く、その分、対日期待が大きいことから、日本はASEANに対しきめ細かく対応すべきであるとの見解が示された。

(APEC、ARFなどの関係)

米国は東アジア共同体が自国を排除するものであるとの懸念を持っているので、この地域の経済を中心環境問題など様々な問題を協議し、政策協調をする場として、東アジア共同体をAPEC、ARFなど既存の組織と併存させることにより、多様なメカニズムを重層的に作っていくべきであるとの見解。APECの存在によって東アジアだけの独走が避けられるのは利点であり、APECを強化、再構築して東アジア共同体と連携するのが適切であるとの見解が示された。

また、APECあるいはARFの中に東アジア

共同体ができるとすれば、APECよりも濃密な経済連携あるいはFTAを実現しないと意味がない、アジア太平洋における唯一の安全保障対話の場であるARFで行われている信頼醸成を目指す動きよりも迅速かつ高度な安全保障協力スキームを組まなくてはならないとの見解が示された。

(三) 中国、韓国とのFTA

現在のEPA、FTA交渉には日本の国益だけでなく、多少の犠牲を払つても全体として良い方向にという発想が入つてきていると思うが、中国との間では、こうした相互利益の観点の導入を期待することはまだ難しいのではないかとの見解。日中FTAは急ぐべきでなく、東アジア共同体と共に進行して日中FTAを検討することの政治的影響、外交的意味合いを熟考すべきであるとの見解、日中FTAの必要性について、日本企業は中國との商事協力に当たつては、知的所有権や契約の法的扱いなどについて既に十分詰めて交渉していることから、その上さらに政府によるFTAがなぜ必要であるのか疑問であるとの見解が示された。

(四) 東アジア共同体と米国

これに関連して、香港、マカオと台湾との間のFTAについて、台湾には積極、消極の両論があるが、積極論はFTAによつて台湾と日本とのFTA交渉への弾みを付けるような作用を見込めるというものであり、消極論はFTAによる中国に対する経済的依存性の増大を恐れているというものであるとの見解。FTA交渉へは完全に脱却した東アジア共同体を創設するのは「夢物語」であるとの見解が示された。

また、ASEANプラス3を中心に築き上げていこうとする東アジア共同体構想に対する米国の見方は様々であり定まつておらず、反対論もある

(韓国とのFTA)

日韓FTAについて、日韓が共同して質の高い経済共同体のための制度を構築し、それを既定事実として中国に向かうのが効果的であるとの理由から、日中FTAを優先し、しかも質の高いものを目指すべきであるとの見解、東アジアの安定と繁栄という大きな見地に立つて、日本の韓国水産物の受入れ姿勢を大幅に改善し、日韓FTA交渉を大きく前進させ、これを実現すれば、将来、中国やASEANを巻き込んだ東アジアの自由貿易の軸になるとの見解が示された。

一方、韓国は現政権下で多くの国々とFTA交渉を行つており、特にASEANだけではなく、NAFTAの国々、例えば米国、カナダ、メキシコとも活発にFTA締結に向けて動いているとの見解、米韓FTAが日韓FTAよりも先に締結される雰囲気であるとの見解、日韓FTA交渉が停滞しているため、韓国政府は、人的資源などを他国とのFTA交渉に充当したとの見解が示された。

との見解、東アジア共同体構想が対米ブロック形成であると米国が警戒する可能性があることから、そうではないことを米国政府と知識人とに筋道立てて説明する必要があるとの見解が示された。

(東アジア共同体と日米同盟)

東アジア共同体と日米同盟は決して矛盾するコンセプトではなく、共存していかなければならぬという意味でも、我が国が今後東アジア共同体の形成に当たつて大きな役割を果たしていくべきであるとの見解。東アジア共同体と日米同盟は共生し得るものであり、日米にとってメリットのあるものであるので、このメリットを強調な論理攻勢で米国に語り掛けしていく戦略対話を不可欠であるとの見解、同時に、アジア諸国に対し、日本は、日米同盟と日本そのものがアジアにとって大変大きなスタビライザであることを示すことが重要であるとの見解が示された。

また、日本が東アジア共同体を主導するのであれば、現在の日米関係をより強固にする必要があるとの意見が述べられた。

東アジア共同体構想は是非進めるべきであるが、米国が黙つていいのではないかとの見方、経済面で具体的に共同体構築を考えいくと、我が国は米国からアジアに若干シフトせざるを得ないのではないかとの見方が示された。

東アジア共同体構想に關し、仮に米国から圧力を掛けられた場合、地域の安定が世界の安定の一つの足場として有益であること、その実例として、NAFTA及びEUが存在していることを米国に説くべきであるとの見解、米国の主導で日本が計画したアジア通貨基金構想が本格的な検討に

至らなかつた例を持ち出し、米国に対しても「また同じ間違いをするのか」と指摘すればよいとの見解が示された。

(五) F T A交渉体制の一本化等 (F T A交渉体制の一本化)

日本のF T A交渉体制整備のために、外務省、経済産業省、農林水産省、財務省などが個別に相手国と交渉するのではなく、一本化することによりF T A交渉を迅速に進める体制を整備すべきであり、多くの国が望んでいることであるとの意見、日本のF T A交渉における戦略の保有とリーダーシップの所在の明確化のため、通商交渉担当大臣を任命し、その指揮の下でF T A交渉、WTOを含めた通商交渉を進めていくべきであるとの意見が述べられた。

(共通通貨)

中国では、アジアの共通通貨としての「円元」、すなわちアジアンドルの必要性が広く語られ始めていたため、日本は単に中国の人民元を切り上げるべきと主張するが、その分中国人の自信が増すと理解しなくてはならないとの見解、東アジア共同体の将来のビジョンは共通通貨であり、正面から理論的・政策的に詰めていく必要があるが、市場統合を目指すのであれば、長い道のりであつても共通通貨に踏み出してよいのではないかとの見解が示された。

また、長期的な世界の通貨体制をどのように作るかを考えていかなければならず、円の国際化という戦略を、日本単独ではなく、アジアの国々と作つていく必要があるとの意見が述べられた。一

方、東アジア共同体で共通通貨が実現するとしており、「世界の中の日米同盟」であるとの考え方の下、また、日米同盟が非常に強固であり、世界の平和のために有益であるとの観点から、イラク復興や北朝鮮の核問題等の国際社会が直面する

過去数年の間に日本の出した提言、日本が参加するASEANとの会合で合意された十以上の将来構想の中から、将来の東アジアにとって望ましい環境、関係を具体化していく作業が必要であるとの見解、一九九九年十一月のアジア経済再生ミッション報告書、いわゆる奥田ミッションの結論は、「開国」することであり、中でも人の移動及び農業分野で率先して自由化を進めることは日本だけで実現できるため、それが長期的には東アジア共同体が実現していく上で重要な原動力の一つになるのではないかとの見解が示された。

(提言の実行)

過去数年の間に日本の出した提言、日本が参加するASEANとの会合で合意された十以上の将来構想の中から、将来の東アジアにとって望ましい環境、関係を具体化していく作業が必要であるとの見解、一九九九年十一月のアジア経済再生ミッション報告書、いわゆる奥田ミッションの結論は、「開国」することであり、中でも人の移動及び農業分野で率先して自由化を進めることは日本だけで実現できるため、それが長期的には東アジア共同体が実現していく上で重要な原動力の一つになるのではないかとの見解が示された。

4 二十一世紀における日米関係

日米両国は、百五十年余にわたり政治、経済、文化等あらゆる分野において緊密な交流を行つてきました。両国は、様々な試練を乗り越え、現在では自由、民主主義、市場経済原理等の価値観を共有し、政治・安全保障、経済・グローバルな協力等幅広い分野における強い相互依存関係・協力関係を有している。

日米はともにアジア太平洋国家であるが、この地域が依然として不安定性・不確実性を有し、この地域への米国の関与が引き続き重要であることが示された。

また、長期的な世界の通貨体制をどのように作るかを考えていかなければならず、円の国際化という戦略を、日本単独ではなく、アジアの国々と作つていく必要があるとの意見が述べられた。

近年、日米関係は極めて良好かつ同盟関係は

非常に深まつており、両国は、日米同盟が真にグローバルな「世界の中の日米同盟」であるとの考え方の下、また、日米同盟が非常に強固であり、世界の平和のために有益であるとの観点から、イラク復興や北朝鮮の核問題等の国際社会が直面する諸課題に、世界の国々と協調しつつ、緊密に連携して取り組んでいる。

我が国にとり、東アジア共同体構想の検討における見解、かかる日米関係の重要性について再確認することは、東アジア諸国との協力関係を進展させることとともに、重要な課題となつている。

調査会においては、これまでの日米関係と今後のありべき姿、日米交流推進の意義、日米の経済関係等について、幅広い議論が展開された。

(一) これまでの日米関係

戦後六十年を考へると、我が国がここまで経済発展を遂げることができたのは、日米同盟を外交の基軸とした両国関係が存在したからであるとの意見が述べられた。

この動きの激しい現代において半世紀を超えて日米同盟が十分機能しており、更に半世紀続くと見られるのは驚嘆すべきことであるが、それは、基本的に相互利益を成しているからであり、日本

が復元力を働かず、あるいは一定の時間幅を取れば立ち直ることができるという点で、米国は深く信頼できるとの意見が述べられた。

(二) 日米関係の将来

(国際環境の変化と日米関係)

米国に伍するようなパワーが今後二十年間現れない場合、大国ゲームにおいては米国の一極構造が続いていくであろうし、そのような場合、内政面も含めて、米国が一国主義的な傾向を引き続き持ち続けるという趨勢が生まれるであろうとの見方、中国の台頭とインドの躍進が既存のステータス quo を変質させることができると予想され、国際政治の文脈では多極化という趨勢が強まってくると思われるのことから、日本の外交政策や対米政策もそのような新たな趨勢の影響を受けざるを得ないと見方が示された。

(今後の日米関係)

日本の生存、安全、繁栄は自己完結的ではなく、むしろ、世界との相互依存、相互関係の中で世界第二位の経済大国というたゞいまれな地位を得ており、とりわけ米国との安全保障関係は不可欠であり、ますます重要な意見が述べられた。

日本は今後も基本的には変わらないが、我が國の外交の舞台は東アジアに移ると思われ、日米関係、日米同盟を我が國の太いバックボーンとして押さえておきながら、東アジアの隣国に対応していくべきとの意見が述べられた。

また、二分法で正邪に分けて世界を見るという

米国の強引な決め付けとその力が結び付くことは

大変危惧されるが、それが第二期のブッシュ政権においてどのような方向性を持つのかが大きな関心であるとの意見、長期的な趨勢として、九・一のトラウマ、グローバリゼーションの中での大量破壊兵器の拡散などの新しい脅威感というものは、必然的に米国の内政に影響を及ぼし、それがさらには外交にも投影されてくるため、世界の国際情勢・環境の変化の中で、日本にとって掛け替えのない同盟国の米国自体が最も激しく揺さぶられていることは、これから課題であるとの意見が述べられた。

大変革の中での日米同盟については、①自らが自らを守るという意志、精神を強く持つという自立の思想、②役割を分担して総和として最も良い結果をもたらすという相互補完、③東アジア共同体を日本も一緒になって、あるいは先頭に立つて育て上げ、アジアの地域主義を着実に固めていくべきとする地域協力の三つの考え方で多層的に組み立てていくべきであるとの意見、冷戦下、イギリスが米国との特殊な関係を重視しながらソ連との間でもデタントを求め、欧州大陸との協力、西欧の強化に努めたように、日本もアジアにおいて、二者択一ではなく、米国との強い関係を持ちながらアジアとの協力関係を築いていかなければならぬとの意見が述べられた。

日米関係で注意しなければならないのは日中関係の対立であり、米国にとって日本はアジアで最重要の同盟国であるが、中国における利益もまた非常に巨大であり、日本と中国が対決関係になり、どちらを取ると迫られることが米国の重荷になることは十分に考えられるため、日本は、日米同盟をしっかりと拡充・強化し、その上で中国と協力関係を結んでいくことが非常に重要である

とあるとの意見、米中関係が難しくなったときの日米同盟は非常に難しいということを同時に考えておく必要があり、その際、台湾の問題が決定的に重要であることから、台湾を独立させず、中国にも武力行使をさせないということでいく以外にないとの意見が述べられた。

(日米関係と世界の安全保障)
現在問題になっているのは、九・一一などによつて世界の安全保障がかつてなく一体化していることであり、このような時代にどのように対処すべきか様々な意見が出されており、世界の安全保障の一体化は非常に大きなジレンマを課しているとの指摘がなされた。

米国だけが九・一一や大量破壊兵器について少し大きさに騒ぎ過ぎた結果、西欧あるいは米国の中同盟国の一端との間に脅威ギャップが広がつてしまつて、世界の主要な安全保障上の課題や優先順位についてもギャップがあるため、今後の日米関係に生じる環境変化として、同盟経営上のリスクが今までより高まることを覚悟しなければならないとの見方が示された。

本年二月の日米安全保障協議委員会(2プラス2)の共同声明を見ると、必ずしも軍事的な話ばかりではなく、様々な相互協力も含めて世界の安全保障に資するといったことがうたわれているのが示された。

(三) 日米間の交流
世論調査において数字の上で示されている良好

な日米関係、相互の信頼感情が、相手国の歴史的・文化的背景、国民性、地政学的利害状況などを含め、相手国に対する十分な理解を基礎とした実態を伴つたものなのかという疑問と、単にイラクの問題を始めとする国際的な対応において我が国政府が米国と共に歩調を取つてゐるからといふナショナリズム的な感覚の反映にすぎないのでないかという危惧とを抱かざるを得ないと意見が述べられた。これに対し、米国においては、小泉政権が非常に協力しているという全般的なイメージで受け止めていたため、米国における日本の信頼はむしろ強くなつており、全般に良いと言える関係であるとの意見が述べられた。

米国は自らの政策について十分説明責任を果たすべきであり、唯我独尊であつてはならないとの意見が述べられた。これに対し、米国が内向きになる可能性、危険性はあり、注意しておかなければならないが、注意するだけでなく、米国と日本とが意見交換し、交流するということも必要との意見、日米関係の扱い手を育て、認識や経験を共有して蓄積するため、我が国にアメリカ研究所が必要であるとの意見、現在は日米間のチャンネルが非常に大きくなつてゐるため、それを更に強化し、日米関係の信頼性を生かして、日本は友人と見て米國に助言を与えることが重要であるとの意見が述べられた。

(五) 日米の経済関係

(ドル債)

歐州や中国がドル債の購入を控え始めている中で、日本だけが大量に購入している問題は、日本の経済面での異常な結び付きであり、いずれ表面化すれば大きな問題になるのではないかとの指摘、日本が非常に巨額の米国債を保有している中で、米国の金利が上がると、日本国債の金利にも影響を与える可能性があるとの指摘がなされた。

これに対し、ドル債については、日本がり、理解することは、国家間の信頼関係を多少のことでは揺るがない確かなものにしていくための基本的な条件であり、それでこそ両国の信頼関係が真に安定したものとなり、日本外交の選択肢も広がっていくのではないかとの見解が示された。

(四) 国連をめぐる日米関係

米国は、イラク戦争開戦前に感じた国連安保理の機能の限界と、そして現在、世界の平和確保のための国連の重要性、安保理の重要性とを同時に感じているのではないかとの意見が述べられた。日本にとって日米関係は非常に重要であるが、米国が強引な政策に傾くことは、東アジアにとてもグローバルな政策にとつても決して望ましいものではないため、日本は、米国が国連を通じた正当性付与機能を上手に生かすよう促し、助言していくことが望ましいとの意見が述べられた。

日本の常任理事国入りについては、日本が常任理事国になつたときに何をし、何ができるのかについて、綿密に定義し、正確にするため、米国と政策協議を行つていくことが必要であるとの意見が述べられた。

的に購入を停止すると、長期金利が上昇し、債券相場が暴落するということにもなりかねず、ドル急落のおそれもあるため、どちらのリスク、コストをより重視するかということになったとき、やはり現任のように買い増していくこと以外に通貨当局としても手段がないのであろうとの意見が述べられた。

(日米FTA)

日米間には、乳製品や小麦など日本国内で非常に抵抗が強い分野があるため簡単ではないが、戦略的には日中FTAと同時に日米FTAを考えるべきであるとの意見が述べられた。

現在のFTAよりも踏み出した次世代のスリバー・フリー・トレード・アグリーメントを日米間で結ぶことは可能ではないかとの指摘がなされた。また、日米安保という安全保障の軸があり、その中で経済、文化、その他の協力関係も定義されているため、十分蓄積があるが、世界の中で同質性を持つた友好国同士がFTAのような関係を持つことが一つの時代潮流であるのであれば、新たな装いを持って日米間の緊密な関係を再定義することを検討してもよいのではないかとの意見が述べられた。

5 拡大するEUの現状と今後の方向

EUは、二〇〇四年五月に十ヶ国が加盟し、二十五か国、人口四・六億人、日本の約二倍の国内総生産(GDP)を擁する存在となつた。統合の深化と拡大に向けて大きく進展しているEUは、グローバルな諸課題の山積する国際社会において、一層そのプレゼンスを高めている。

我が国が、東アジア諸国との連携を強化し、ひ

(一) EUの発展と現状

(EUの発展)

欧州では、プログラマティックな部分と理想主義が結び付いており、単に平和だけではなく、平和と経済発展を結び付けるため、平和主義者だけではなく経済発展を望む企業家や市民、投資家もこれに運動して入っているとの意見、欧州は、危機の中から新しい解決を発見してきており、欧州のプログラマティズムと理想主義の結合は、日本としても学ぶところが極めて大きいとの意見が述べられた。

関税統合を終えた欧州は、一時期ユーロペシミズムに陥るが、各国が一国経済ではうまく機能しないということで、国境を越えた協力の必要性を認識したのが八〇年代半ば以降であり、その後欧州の統合の深化・拡大は一層進んだとの意見が述べられた。

EUの歴史の出発点は、人間を資産として位置付けて人間を大事にするような経済発展であったことが、米国などのように経済効率一辺倒とは少し違うところであるとの指摘がなされた。

(EUの現状)

二〇〇四年五月一日、EUは第五次の拡大を遂

いては東アジア共同体を検討していく上で、悲惨な戦争と過去の対立を乗り越えて平和と発展を実現したEUから、その経験と教訓を得ることは、非常に意義深い。

調査会においては、EUの拡大、日・EU関係の在り方、EUに学ぶべき教訓等、幅広い議論が展開された。

一方、エリートたちは統合を進めるべきであるとするが、苦境にある人々は、安価な労働力の流入や企業の特定地域への集中を懸念しており、今日でも、例えばフランスの極右政党や共産党といつた勢力は、EU統合については非常に慎重又は反対であるとの意見が述べられた。

(二) EUの拡大

(拡大の方向性)

欧州がEUの拡大を目指しているのは、国際政治の分野で冷戦の終えん、九・一のテロ、イラク戦争という三つの大きな変化があり、單に欧州の一つの地域機構というだけではなく、新たな世界秩序というものを打ち出してリーダーシップを取るという方向を目指しつづあるからであり、その意味では、拡大欧州は地域の統合から世界のEUへという変化を遂げつつあるとの見方が示された。

また、二〇〇〇年前後より、ヨーロッパ・エンセントリズムと言われる他者の排除に結び付くような問題が急速に起きたため、欧州は多元的価値を積極的に打ち出し、対話と多様性をもつて他者を寛容に受け入れ、欧州のアイデンティティ

方が示された。

さらに、安全保障の面では、九・一一テロ以降、欧州は大きく安全保障観を変容させ、旧来の安全保険政策の見直しを始めているが、軍事化かソフトパワーかという二者択一ではなく、ソフトパワーをメインにしながら紛争防止に積極的にかわっていくという欧州の安全保障の見直しと軍事力の再編を行っているとの見方が示された。

(拡大EUの課題)

EUは二〇一〇年までに最大の経済圏を目指しているが、これは中国の急速な追い上げにより、幾ら統合してもアジアに抜かれるという危機感によるものであるとの見方が示される一方、言語や通貨が様々なEU加盟国が二〇一〇年までに連帯できるのか疑問であるとの見方が示された。

また、我々日本人は独仏を中心に考えるかもしれないが、EUが十五か国から二十五か国になつた今、独仏以外の国々が何を考えているかについても見ていく必要があるとの意見、イラク戦争が一つの象徴であるが、我々がこれまで知らなかつた国々が対米関係においてどのような行動を取っているかを一つ一つ見ていかないと、EUを誤つて解釈してしまおうおそれがあるとの意見が述べられた。

さらに、EUの世界秩序の戦略は大きな共感を集めることができると考えているが、魅了する何かがあるからこそ進んでいるとの意見、拡大欧州が米国に並ぶ新しい世界秩序のリーダーとなるか、また、そのようなEUと日本はどのように向き合っていくのかは非常に重要な課題であるとの意見が述べられた。

(三) 日・EU関係

日本にとつてEUは遠い存在であるが、経済的に見れば今や輸出入だけ見ても米国と日本との関係に比肩するほどの関係があり、また、日本が常任理事国入りを果たせば、常任理事国を二か国とするEUの存在は、日本外交にとつて欠かすことのできない大きな存在であるとの意見が述べられた。

日本とEUとの関係については、日本が将来の国の形成の在り方についてどのように考えるかによつて全くアプローチが異なり、日・EUの直接的な緊密化を図るのであれば日々努力する以外になく、できる限りのことを行なうことが望ましいとの意見が述べられた。

我々は、日米関係を軸として、どのようなタイミングで欧州をサポートするか、あるいは米欧の協調に手をかか、そのタイミングが非常に重要であり、それは単なる技術的なものではなく、世界における日本の見識を示すものであるとの意見、日・EU、日米、米欧が別々に存在し、日本と米欧との関係がまた別に存在するということではなく、米欧関係の中に日本がビルトインされている状態でいかに発言していくかが重要であるとの意見、国際的に問題となるのは、日本は米欧の意見が一致しているときはスムーズに入つていけるが、対立していたり次元が違つてしたりするなど、どのようなスタンスを取つてよいか分からないといふことであるとの意見が述べられた。

また、日本が今後、東アジアや欧州との関係で米国とのスタンスを考える上で一つの手本は、EUの主流派とは異なる独自の動きを取るイギリスのような立場であり、中国や韓国など大陸の国々とは異なる国益ないし国民の意識を踏まえ

た上での政策決定が極めて重要なとの見方が示された。

(四) EUに学ぶべき教訓

ドイツとフランスとの間の憎しみは消えたわけではなく、事あるごとに握手し合つてゐるが、このことはその後の様々な経済関係、政治関係を発展させていく上で極めて重要であり、日本も中国もEU並みの度量の大きさや外交のうまさを学ぶべきであるとの意見、長期的な展望として中国とどのように付き合うかについては、歴史的な対立国とどのように関係を結ぶかというEUの政策に学びながら、共同歩調を探していくべきであるとの意見が述べられた。

石油や原子力を共同で管理することによってともに発展しようというEUのプラグマティズムは注目すべきであり、例えば今後、石油の共同管理について日中だけでなく東南にも応用したり、北朝鮮の核を平和利用するために日本も中国もかかわるなど、プラグマティズムと理想主義を結び付けて関与することによって自らにも利益をもたらすといった点は正に学ぶべきとの認識が示された。

東アジアが緊密関係にあるからこそ、米国、欧州に次ぐ第三の極として結束すべきであり、EUに学びながら日本がEUと結束し、東アジアの国々と友好関係を作り、ともに経済発展を重ねてはいけないことは極めて重要なとの意見が述べられた。

た。

6 今後の外交課題

今日の世界情勢は、米国一極という基本構造を構成ながら、EUの拡大、中国の驚異的な経済成

長、インド、ブラジルの順調な経済成長、ロシアの復調、そしてASEANプラス3を中心とした東アジア共同体構想の登場という局面を迎えてゐる。また、米国同時多発テロ以後、アフガン戦争、イラク戦争という状況に加え、テロとの闘いが表面化している。正に、グローバリゼーション、多極化、多層化が同時進行していると言えよう。

こうした中、我が国は、非核三原則、武器輸出三原則、PKO参加五原則など、海外において武力行使は行わないという原則を守りつつ、国際的な軍縮・不拡散を維持・強化する努力を払つてきた。また、本年二月の京都議定書の発効に見られるように、地球環境問題の解決に向けた努力に加え、ODAとPKOを通じた国際社会の安定と発展、紛争の起きた地域における平和の定着などに努力を払つてきた。

特に、日本の安全と繁栄に重要なアジア諸国に対するは、よりきめの細かい援助に努め、相手国との経済・社会の開発と発展に貢献している。加えて、環境汚染、国際組織犯罪、テロ、災害問題などの非伝統的な脅威への対応においても、ソフトパワーに基づく外交政策を開拓している。

調査会においては、アジア外交に関し、我が国外交の基本戦略の必要性、地球環境・エネルギー問題、議員外交の重要性などの幅広い議論が展開された。

(一) 我が国の外交の在り方
(多極化、多層化する世界と日本外交)

かつては米欧の三極構造を中心に国際関係をとらえていればよかつたが、近年の状況は新たに国々の経済発展が特徴となり、中国、インド、ロ

シア、ブラジル等を加えて日本の将来構想を立てなくてはならないとの意見が述べられた。

国家間の利害関係が緊密化してくると、国家の次元を超えたテロ、麻薬、海賊、大量破壊兵器の拡散などの非伝統的脅威に加え、経済、エネルギー、環境、災害などにどのように対応していくかという共通の利益の実現が緊急の課題として扱われるべきであるとの意見が述べられた。

また、日本の国民が現在享受している生活水準を維持していくためには、グローバルに安定し開かれた世界が維持されること、東アジアが世界で最も重要な成長センターとして安定して発展することという二つの条件が必要となり、これらが日本に立った外交であるべきであり、これらが日本に資することになるとの見解、外交における能動的取組の必要性について、日本の価値体系の上に立った外交であるべきであり、米国の要するトランスマーケティングをそのまま受け入れて、欧洲におけるイギリスと同じ役割を極東で演じることではないとの見解が示された。

さらに、我が国は、非核三原則、武器輸出三原則、PKO参加五原則など、武力の行使に関して厳しい制限を付けていることから先進的な試みを進めしており、今後も不戦の制度化に最大限の努力を払い、イニシアチブを發揮すべきであるとの意見、現在、ラテンアメリカ核兵器禁止条約、南太平洋非核地帯条約、南極条約等があるが、日本は非核地帯の更なる拡大に寄与すべきであるとの意見が述べられた。

また、米国、イギリス、フランス、ロシア及びインドの首脳補佐官は常時Eメールと電話でつながつて目に見えないG5というものができ上がつてゐるが、日本と中国がこれに入つていいないといつたことを含めて、日本の外交政策決定プロセ

ス、外交体制は今今までよいかとの見解が示された。

(アジア外交の在り方)

これからのアジア外交は、対中、対韓に偏るのではなく、東南アジアを重視し、ロシア、インドさらにはアラブ諸国との交流を強化することにより、裾野の広い足腰のしっかりとした展開をしていく必要があるとの意見が述べられた。

官報(号外)

また、アジア外交における日本の積極的なニシアチブを新たに展開しなければならないが、同時に從来から努力しているアジア地域における信頼醸成のアプローチを効果的に組み立てていくことが必要であり、日本としては、再び軍事国家にはならないこと、軍事的脅威を与えないことという基本的枠組みが重要であるとの意見が述べられた。

さらに、日本の東アジア外交は、米国との関係を抜きには考えられないのであり、その場合、米国の東アジアにおけるファーストプライオリティは何かということが最も重要であるとの意見が述べられた。

また、最近の日本の外交姿勢について、中国がASEANに積極的に乗り出したのを見て慌てて出ていくという後手後手の状況であり、米国の動向を見ながら中国にニシアチブを取られないよう動くという場当たり的な外交が進められるのは、アジア外交全体の戦略が欠けていたからであるとの意見が述べられた。

加えて、安全保障の面では、中国の軍事力の拡充・強化が日米安全保障協力と対立する面があるので、様々なレベルで日中間の安全保障論議を盛んにしていく必要があるとの指摘、東北アジアの

安全保障に関し、将来は中国を含めた信頼醸成のメカニズムを作る必要があるとの指摘がなされた。

(我が国の国際貢献)

国際社会において日本が努力すべきは社会の再建、安定であり、日本の得意とする平和構築を着実に行い、ODAやPKOで地域社会の安定化に貢献すべきであるとの見解、日本は自ら近代化、工業化を遂げた経験を持ち、経済インフラの重要性を理解しているため、日本だけが経済インフラ支援を愚直に続けてきたが、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関を除けば日本が圧倒的に貢献しており、これは誇るべきことであるとの見解が示された。

また、日本はASEANに対して、現地のNGOがニシアチブを取る形で草の根・人間の安全保障無償資金協力を行っており、政府間の視点よりもはるかに住民あるいは地域社会に根付いた視点で日本とアジア諸国との関係が緊密になつているとの見解、ASEAN域内の格差は正に向かう支援、すなわち民主化支援、キヤバシティブルディング支援、東部ASEANとメコン河流域の開發支援、東南アジア島嶼部における海上保安、海賊対策、麻薬取引防止、人身売買防止、マネーロンダリング対策、国際テロリスト対策等が必要であるとの見解が示された。

(国連への対応)

中国、韓国が日本の安保理常任理事国入りに反対しているが、反対の投票権行使にくくなるほど多くの国からの支持が得られるような体制作りが必要であるとの意見が述べられた。

また、仮に常任理事国になったとしても、従来のようならその場しのぎの場当たり的外交では通用しないので、あいまいな態度ではなく立場を明確にした、国際関係を律する普遍的な外交理念が求められているとの意見が述べられた。

これに関連して、国連の本質であるソフトパワーが最も發揮されるのは地球的な問題に取り組むための規範作りと予防のための協力体制作りによる意見、世界秩序の構築は地球社会の共通の利益に帰着するものであり、すなわち、環境上の脅威、非伝統的な脅威、経済的不平等を解消させる方向付けをすることであるとの意見が述べられた。

(ソフトパワーの重要性)

ハーバード大学ジョセフ・ナイ教授の「ソフト

パワーは自国が望むものを他国も望むものにする力、無理やり従わせるのではなく味方にする力である」との主張は、あくまで国益を確保するために外交上どのような手段を重視すべきかという観点から述べたものであり、二十一世紀を戦争のない世紀にしていくために、ソフトパワーに基づく外交政策を重視すべきとの主張に全面的に賛同するとの意見が述べられた。

また、テロ、海賊問題、環境汚染、災害問題などの非伝統的な脅威に対処するためにどのように貢献するかという体制をこれまで以上に明確に示す必要があり、同時に、対話と協調の積み重ねにより対決を回避するという方向性を探しつつ、我が国のハードパワーとしての経済力とソフトパワーを相補的に用いることを行動原理とし、ソフトパワーの有用性を十分駆使して、粘り強い合意形成を進めていくことが大切であるとの意見が述べられた。

(二) 地球環境問題

地球環境問題は巨大な地球的規模の脅威となつてゐるため、これに対処することは明確な共通利益であり、京都メカニズムの積極的活用等を含めて、環境規制などの環境外交を開拓すべきであ

られた。

さらに、文化・芸術という分野における民間交流が国際社会における相互理解のために不可欠であるとの意見、ソフトパワーは結局は日本の魅力であり、例えばJETプログラムによる親日派の増加も成功例であるとの意見が述べられた。

本格的な外交戦略研究所が不可欠であり、社会科学的な意思決定を支える土台となる情報と方式を持たなければ、科学技術を高めて絶対値を大きくすることができても何もならないとの見解、日本は戦略的な研究活動、政策研究が不可欠であるにもかかわらず、独自の戦略を打ち立てるための条件を備えていないとの見解が示された。

(戦略を研究するシンクタンクの必要性)

また、日本の外交戦略が後手後手に回る原因について、米国のハドソン研究所、マサチューセッツ工科大学CIS、ジョンズホプキンス大学SAINSのような外交戦略を研究する機関が存在しないからであり、アメリカ研究所さえもないという状況であるとの意見、英米の大学は、ケンブリッジ大学とマサチューセッツ工科大学が、オックスフォード大学とプリンストン大学が組んでおり、アイデアと政策研究の段階から共同研究を行つている点で優れているが、そこに日本の大学が入らないのは非常に問題であるとの意見が述べられた。

り、我が国は、アジアの環境ガバナンスを強める枠組みの形成を進めていくことがアジア外交の観点から極めて重要であるとの意見が述べられた。また、日本はます京都議定書のCO₂等の六%削減という義務の達成を実現することが世界での発言力を確保するために必要であり、同時に、中国、インドを始めとする発展途上国の環境意識の向上を図り、世界共通のルール作りにリーダーシップを發揮すべきであるとの意見、本年二月十六日に京都議定書が発効したことにより、ポスト京都議定書の新しい枠組みを作る上で、発展途上国も排出量の削減という応分の責任を負わなければならないとの意見、今後CO₂排出量の取引市場が形成されるが、こうしたメカニズムを積極的に利用していくことが非常に重要なとの意見が述べられた。

(三) エネルギー問題

世界の成長センターである東アジアで日本がリーダーシップを取れるのは、例えば石油の共同備蓄、環境技術の活用といった分野が考えられ、日本としてはアジアの需給動向も踏まえた総合的なエネルギー戦略を構築すべきであるとの意見が述べられた。

また、日中がともに必要とするエネルギーを取り合うのではなく、協力関係を組み立てていく以外ないのであり、対立関係にあつてもそれを緻

りにつなぎ合わせて共同利益を再定義していくことが重要であるとの見解が示された。

これに対し、中国の経済調整や石油を始めとする天然資源に対する需要が全く予測できない状態であるので、エネルギー協力の基盤というものは

非常に多く訪問するので、世界の中で中国の言うことが受け入れられ、日本が本来言わなければならぬことが世界の国々に届かないという状況が生じており、大変憂慮されるとの意見が述べられた。

ど、世界では多極化に向けた動きも進んでいる。

東アジアにおいても、朝鮮半島の緊張や中台関係など種々の不安定要因が依然存在する中、中国の持続的な高度成長、ASEANなどを通じた様々な分野における地域協力の進展及び地域と

密につなぎ合させて共同利益を再定義していくことが重要であるとの見解が示された。

協力という話にはならないとの見解が示された。

(四) 議員外交の重要性と本調査会の役割

(議員外交の重要性)

外交を外務省だけに任せのではなく、我々政治家が中国などに出掛けて事実を伝え、彼らが何を考えているかを聞いてくるという役割があると

の意見、日中・日韓・日朝間の問題の解決、常任理事国入り問題は我が国外交に大きな意義を持つためには、研究開発で後れを取らないよう、政策面でのバックアップも必要であるとの意見、地球環境問題を解決していくには、アクターの一つとしてNGOの参加は極めて重要であるとの意見が述べられた。

あとがき

本調査会の議論の中で東アジアの経済統合に向けて日本がリード役を担うべきという点で共通認識がある程度形成されているとの意見が述べられた。

また、三年間同じメンバーで継続性を持つチームを議論する中で、議員外交の意義付けが重要であり、日本外交の中で議員外交というものがどのようあるべきか、具体的に何をすべきかを検討していきたいとの意見、アジアにおける日本の主張と立場について本調査会では非議論していくべきであるとの意見が述べられた。

調査会においては、中国の持続的な高度経済成長などを背景に、日中両国の相互依存関係はかつてないほど深まっている一方で、両国間には種々の課題が存在すること、また東アジアの平和と安定のため、我が国が関係各国と協力・連携を図りつつ、共同体構築に向けた外交を進めることが重要であることなどが指摘された。

二年目においては、一年目の調査を踏まえ、多極化時代における我が国外交の在り方にについて、更に調査を進めていく予定である。

今期の国際問題に関する調査会は、三年間にわたる調査活動のテーマを、「多極化時代における新たな日本外交」と定めた。

二十一世紀に入り、世界ではグローバリゼーションが進展する中、米国が唯一の超大国として、世界の政治、経済及び安全保障の分野において主要な役割を果たしている。他方、EUの深化と拡大、東アジアの目覚ましい経済発展、インド、ブラジルの順調な経済成長、ロシアの復調な

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三日
郵便物認可

平成十七年七月二十二日 参議院会議録第三十二号(その二)

発行所
二 東京一〇 独 番四 立 行政法 都 港五 区 虎ノ四 人 法人國立 印 門四 刷 二五 局 丁 目
電 話
03 (3587) 4294
定 價
(本体 本号一部 1110円)